

◆第2部 分野別施策の実施状況

第2章 自然と共生する社会づくりの推進

第1節 自然とふれあう活動の推進

1 自然とふれあう機会の充実

(1) 人材の育成

① 星空案内人【自然環境課】

県では、「特定非営利活動法人 星のソムリエ機構」が実施する認定制度を活用し、令和3年度から「星空案内人」または「準案内人」を育成しています。天文に関する専門講座を開催し、一定の内容を履修された受講者を「準案内人」、さらに星空案内や望遠鏡での天体観察について実践を積み重ねた準案内人を「星空案内人」として認定しています。

令和6年度末時点での「星空案内人」認定者は21名、「準案内人」認定者は56名となっており、今後、それぞれの星空案内人が県内各地域で多くの人に対し、星空や宇宙への関心を広げるきっかけとなるような活動をしていくことを期待しています。

② フォレストサポーター*1【森づくり課】

県では、県民や児童生徒に対して、森林・林業に関する知識習得を図るとともに、森林の案内や野外体験学習等におけるボランティア活動の指導者を確保するため、フォレストサポーターを養成しています。

令和6年度末現在123人のフォレストサポーターが認定を受け、県内各地で活動しています。

今後も、子どもたちに対して、魅力ある森林環境教育を行い、多様な森林体験の機会を提供しながら、将来、福井県の森林・林業を担う後継者、指導者として活躍してもらうことを期待しています。



フォレストサポーターの活動の様子

(2) 自然とふれあう機会の提供【自然環境課】

県自然保護センターでは、自然観察会や天体観望会等を、県海浜自然センターでは、スノーケリング自然教室、海のふれあい教室や三方五湖自然教室等を開催しています。



三方五湖自然教室「田んぼで魚の赤ちゃんをつかまえよう」
(R7.6.29)

表2-1-1 イベント等の開催状況

○県自然保護センター行事（令和6年度）

行事名	回数	参加人数
自然観察会	5	120人
自然観察の森ガイド	52	1,218人
天体観測会・プラネタリウムなど	406	5,092人
計	463	6,430人

○県海浜自然センター行事（令和6年度）

行事名	回数	参加人数
スノーケリング自然教室	14	98人
海のふれあい教室	23	396人
三方五湖自然教室など	10	116人
指導者養成講座	2	34人
計	49	644人

*1 フォレストサポーター：県が行う所定の研修を受講した者を「フォレストサポーター」に認定し、県民や児童生徒に対して、森林・林業に関する知識の普及と森林の案内や野外活動等のボランティア活動の指導者として活動しています。

(3) エコ・グリーンツーリズム^{*1}**【中山間農業・畜産課】**

都市住民の環境や食の安全安心に対する意識の高まり、体験交流型への旅行スタイルの変化などを背景に、農山漁村地域における自然体験や農林漁業体験を行うエコ・グリーンツーリズムの参加人口が増加しています。特に本県では京阪神や中京地域に近いという立地条件に加え、海・山・里には、豊かな自然や食文化があることから、エコ・グリーンツーリズムによる地域資源を活かした農山漁村地域の活性化が期待されています。

本県では、平成27年8月に「ふくい里山里海湖ビジネス協議会」を設置しました。その中で、中山間地域の歴史や文化、豊かな自然環境を生かし、農家民宿、農家レストラン、ミニ直売所、トレイルコース、農林漁業体験施設等を整備し、都市との交流を促進することで地域の活性化を図ることを県内市町や関係機関との間で意思統一しました。

① 広域的な連携

エコ・グリーンツーリズムを実施する団体や市町が広域的に連携し、都市圏に向けた情報発信の強化、受入実践者の資質向上等により、農山漁村地域への誘客を拡大するため、平成20年9月に、全県的な推進組織「ふくいエコ・グリーンツーリズム・ネットワーク」を設立し、会員同士の連携や研修を実施することによる人材育成、フォーラム等の開催による普及啓発に取り組んでいます。

② 農家民宿

都市と農山漁村の交流の拠点として「農家民宿」の開業を促進しており、平成17年11月に食事の提供に必要な施設基準を緩和する全国初となる本県独自の規制緩和を実施するとともに、研修会の開催などの開業の支援を行っています。令和6年度は、県内では新たに3軒が許可を取得し、福井市、越前市などで227軒の農家民宿が開業しています。

③ 子ども農山漁村交流プロジェクト

子どもが農林漁業者と交流し農林水産業や自然を体験することには、大きな教育効果が認められています。このため、平成20年度から農林水産省、文部科学省、総務省の三省連携で農山漁村における小学生の長期宿泊体験を推進する「子ども農山漁村交流プロジェクト」がスタートしました。本県では、若狭町、美浜町が受入れモデル地域に採択され、大敷網などの漁業体験、そば打ち、魚の調理などの食体験を実施しました。また、農山漁村地域における令和6年度の体験旅行受入は、約21,000名の受入となりました。県内の小中学校を中心に坂井市で約2,300名、美浜町で約4,500名の受入れがありました。



教育旅行でのシーカヤック体験の様子

④ 都市農村交流員

平成21年4月から、(公社)ふくい農林水産支援センターに「都市農村交流員」を配置しており、現在2名が活動しています。都市と農山漁村とをつなぐコーディネーターとして、若者の誘致活動、農山漁村における受入れのサポート、地域資源を活用した交流の活性化などに活躍しています。

^{*1}エコ・グリーンツーリズム：エコツーリズムと、グリーン・ツーリズムを合わせた言葉です。エコツーリズムとは、訪れた地域の豊かな自然環境を体験するとともに、それら自然環境の保全に責任を持つ観光の形態のことです。グリーンツーリズムとは、稲刈りや地引網などの農林漁業体験や、地域の郷土料理、伝統文化などを楽しむ観光の形態をいいます。エコツーリズム、グリーンツーリズムとともに、欧米において余暇を自然との対話の中から自己実現として楽しむため発展してきた観光形態です。

◆第2部 分野別施策の実施状況

⑤ 人材育成

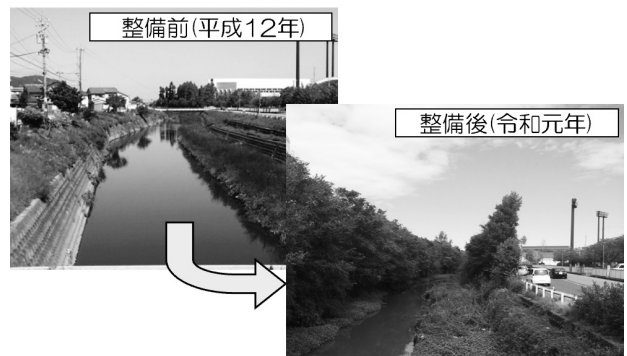
エコ・グリーンツーリズムの受入を担う人材を育成するため、平成28年度から、ふくい農業ビジネスセンターを拠点として、「里山里海湖ビジネス研修」を開講しています。令和7年度は農家レストランや農家民宿開業者向けの講座を設けており、意欲のある方が受講しています。



研修の様子

筋^{*1}、河畔林、階段等の整備を行い、令和2年度をもって完成しました。

環境教育として、狐川流域まちづくり協議会や公民館が主体となり、地元小学生を対象に、狐川の保全の取組みの紹介や水質調査、生き物調査等を毎年継続して行っています。



狐川 整備状況



水質調査の様子 (R6.11)

(4) 水辺の楽校プロジェクト【河川課】

現代の子どもたちは、自然にふれあう機会が減っているため、自然体験、生活体験不足につながっています。そこで、子どもたちが水辺に親しみ、遊び学ぶことができるよう、水辺に近づく護岸等の整備を進めるなど、自然環境あふれる安全な水辺を創出し、子どもたちの自然体験活動を支える地域連携体制を整えています。

・福井市狐川 水辺の楽校

福井市の狐川では、過去の河川改修事業による直線化・コンクリート化や市街化に伴う水田の宅地化等によって、水辺植物の消滅、魚類や昆虫の生息場の喪失、子どもたちの水辺にふれあう機会が減少したことから、地域住民と協力し、自然環境の復元や身近な環境学習の場を目指して、水辺空間の整備を進めています。

平成15年度に流域6地区の公民館長や学識経験者等により「狐川流域まちづくり協議会」を設立。平成16年度から、行政と住民によるワークショップを開催して全体整備計画を検討し、平成18年度から、毎年3回地元の方の意見を聞きながら、みお



生き物調査の様子 (R6.9)

*1 みお筋： 平時に流水が流れている道筋。川幅は広くてもみお筋はその一部で、しかも、曲がりくねっているのが普通です。より自然な川の流れをつくり出すには、みお筋が形成されるよう配慮することが重要です。

2 自然公園などの適切な保全と活用【自然環境課】

(1) 自然公園

本県は、自然豊かな県と評されており、その豊かな自然環境を保全するため、自然公園法および福井県立自然公園条例に基づく自然公園や福井県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地域が指定されています。

図2-1-2 自然公園および自然環境保全地域
自然公園の区域



本県の自然公園は、白山山系の山岳公園である白山国立公園、嶺北の隆起海岸である越前加賀海岸国立公園、嶺南のリアス海岸である若狭湾国立公園、白山国立公園に隣接する奥越高原県立自然公園の4公園が指定され、その面積は61,912haで県土面積の約14.8%を占めています。また、若狭湾国立公園には、海域の景観を維持するために三方海域公園地区が指定されています。

自然公園内においては、工作物の新築等、一定の行為について開発規制を行うことで優れた自然の風景地を保護するとともに、適切な利用を推進し、生物多様性の確保を行っています。

また、国が委嘱する自然公園指導員31名や県が委嘱する自然公園管理協力員36名等の協力を得て、自然公園の利用者や居住者に対して自然環境保全の重要性の普及啓発を図っています。

なお、国際的に重要な湿地として、平成17年11月に、若狭湾国立公園内の三方五湖が、平成24年7月には越前加賀海岸国立公園内の中池見湿地がラムサール条約湿地^{*1}に登録されました。

表2-1-3 自然公園の概況 (単位: ha)

公園名	面積	特別地域		普通地域	海域公園地区
		特別保護地区	特別地域		
白山国立公園 (福井県部分のみ)	7,406	220	7,186		
越前加賀海岸国立公園 (福井県部分のみ)	8,008	92	7,721	195	
若狭湾国立公園 (福井県部分のみ)	15,459	67	15,187	205	30.2
奥越高原県立自然公園	31,039		17,869	13,170	
計	61,912	379	47,963	13,570	30.2

表2-1-4 自然公園利用者数 (令和6年)

公園名	利用者数
白山国立公園 (福井県部分のみ)	175千人
越前加賀海岸国立公園 (福井県部分のみ)	4,432千人
若狭湾国立公園 (福井県部分のみ)	9,597千人
奥越高原県立自然公園	755千人
計	14,959千人

(2) 自然公園内の施設整備

自然公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることを目的としています。県では、それぞれの公園計画に基づいて大野市の三ノ峰や赤兎山の登山道、坂井市の越前三国オートキャンプ場、若狭町の食見園地(マリンパーク)、おおい町の福井県ふるさと海浜公園(赤礁崎オートキャンプ場)などを整備してきました。

近年は、訪日外国人を含む公園利用者の安全確保や利便性向上のために、老朽化した既存施設の更新や長寿命化のほか、案内標識等の多言語化表記を進めるとともに、大雨等により被害を受けた施設の復旧等の対策を実施しています。

^{*1}ラムサール条約・ラムサール条約湿地：湿地の保護と利用管理を目的とした国際湿地条約で、正式名称を「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といい、1971年(昭和46年)イランのカスピ海沿岸の都市ラムサールで採択されました。条約では国際的に重要な湿地をラムサール条約湿地として登録し、その湿地の保全・再生と賢明な利用(wise use)を進めていくことが求められています。

◆第2部 分野別施策の実施状況

表2-1-5 自然公園の施設整備の状況（令和6年度実施分）

公園名	場所（公園事業名）	整備施設
白山国立公園	勝山市平泉寺町平泉寺（越前禅定道線）	看板改修、標識改修
白山国立公園	勝山市平泉寺町平泉寺（平泉寺園地）	公衆トイレ改修
越前加賀海岸国定公園	坂井市三国町安島（荒磯遊歩道、雄島遊歩道）	木柵整備、歩道改修
越前加賀海岸国定公園	福井市鮎川町（丹生海岸園地）	公衆トイレ改修
若狭湾国定公園	おおい町大島（赤礁崎オートキャンプ場）	電源設備設置
若狭湾国定公園	若狭町世久見（近畿自然歩道）	舗装改修、法面設計
中部北陸自然歩道	坂井市三国町北本町	公衆トイレ洋式化

表2-1-6 自然公園の施設整備の状況（令和7年度計画分）

公園名	場所（公園事業名）	整備施設
白山国立公園	勝山市平泉寺町平泉寺（越前禅定道線）	看板改修、標識改修
白山国立公園	勝山市平泉寺町平泉寺（小原三ノ峰線道路）	木道改修
越前加賀海岸国定公園	坂井市三国町安島（荒磯遊歩道、二ノ浜遊歩道）	木柵整備、歩道改修
越前加賀海岸国定公園	福井市鮎川町（丹生海岸園地）	駐車場改修
越前加賀海岸国定公園	福井市南菅生町（鉾島園地）	安全柵改修
越前加賀海岸国定公園	福井市菟町（亀島園地）	安全柵改修
若狭湾国定公園	おおい町大島（赤礁崎オートキャンプ場）	電源設備設置
近畿自然歩道	小浜市田島	公衆トイレ洋式化

(3) 里海湖トレイル

トレイルとは「踏み分けた跡。山中や原野の小道。」という意味です（広辞苑より）。近年、気軽にできる運動として健康のために歩くことが着目され、本県でもふくい SATOYAMA トレイルコースや数々のウォーキング大会などで使用されるコースがあります。自然公園内には、自然に親しみ、その土地の歴史や文化とふれあうための登山道や歩道のほか、環境省が計画し、全国で整備が進められている長距離自然歩道などがあります。

これらの施設のなかでも特に、本県の自然公園の特色でもある風光明媚な海岸線や湖などに沿ったルートやこれらの景色を眺望できるルートを「里海湖トレイル」として、利活用の促進に努めていきます。



若狭町世久見（砂浜の先に遊歩道が続きます）

(4) 自然環境保全地域

① 自然環境保全地域の保全

県では、周辺の自然的社会的諸条件からみて、その自然環境を保全することが特に必要な区域を「福井県自然環境保全地域」に指定しています。

現在は、敦賀市池河内の湿原と池田町榑俣のブナ林の2か所が指定されています。池河内中央部の阿原ヶ池周辺では、当地区の管理・保全を図るための

木道（604m）を整備し、水路の見回りや草刈り等の管理を委託しています。平成28年度から始まった木道の修繕工事は平成30年度に完了し、新しくなった木道は訪れた人々が四季折々の美しい自然を観察することにも利用されています。

表2-1-7 福井県自然環境保全地域の概要（令和7年3月末現在）

名称	所在地	指定年月日	面積 (ha)			保全対象とする自然環境の概要
			特別地区	普通地区	計	
池河内	敦賀市池河内	昭和52.3.25	7.8 うち、野生動植物保護地区7.4	103.2	111	敦賀市を流れる笙の川の源流部に形成された湿原とその周辺域。湿原部には、ヤナギトラノオ（南限種）、ヤチスギラン（西限種）、ミズドクサ（南限種）、ハッコウトクサなどの貴重な野生動植物がみられる。
榑俣	池田町榑俣	昭和54.6.19	162.12	—	162.12	本県では稀なブナ・ウスギヨウラク・チシマザサ群落として特徴付けられるブナ自然林が広範囲に分布する。一帯には、モミジカラマツ（西限種）、シロウマイノデ（西限種）などの植物のほか、クマタカなどの希少猛禽類がみられる。



池河内湿原のカキツバタ群落と木道



榑俣のブナ林

② 自然環境保全条例に基づく保全

自然環境保全地域、自然公園、保安林、都市公園、市街化区域、用途地域および風致地区等の区域以外における一定規模以上の開発行為は、福井県自然環境保全条例に基づき、事前届出が義務付けられています。届出が必要になる行為は、宅地の造成、ゴルフ場、スキー場、遊園地またはキャンプ場の建設、水面の埋立てまたは干拓および土地の開墾その他土地の形状の変更のうち、一団の土地の総面積が1ha以上の行為です。

これらの行為に対し、県は、自然環境の保全のために必要があると認めるときは、助言または勧告を行っています。

分野別施策の実施状況

自然と共生する社会づくりの推進

◆第2部 分野別施策の実施状況

第2節 里山里海湖の自然再生と活用

1 里山里海湖の自然再生の推進

(1) 里地里山の研究成果をもとにした里山里海湖の自然再生支援

① 里山里海湖研究所の取組み【自然環境課】

「地域を元気にする実学研究」の拠点として若狭町の三方湖畔に設置された「福井県里山里海湖研究所」では、4人の研究員が「環境考古」「保全生態」「森里川海連環」「里地里山文化」の分野に関する研究を行っています。これらの里山里海湖の保全再生に関する研究成果は、専門の学会で発表を行うほか、三方五湖・北潟湖の両自然再生協議会で活用しています。

また、広く県民を対象としたフォーラム等で研究成果の普及と浸透を図り、里山里海湖の保全・再生に対する意識醸成を図っています。



水月湖近辺（若狭町）の杉の花



フォーラムの様子（若狭町内にて開催 R7.2）

ア 環境考古

水月湖の湖底には、毎年1組ずつ形成される縞状の堆積物である「年縞」が連続して保存されています。年縞は過去の年代を正確に示すだけでなく、当時の環境を記録した重要な資料です。年縞がどのように形成され、水月湖の環境とどのように対応しているのかを明らかにし、過去の環境変化を復元することを目的として研究調査を進めています。特に、樹木花粉に含まれる酸素同位体比が降水量や気温などの環境条件を反映する点に着目し、水月湖周辺の樹木調査と花粉の化学分析を行っています。さらに、湖底堆積物の観察を通して、年縞と湖の環境との関係を研究しています。

イ 保全生態

現在、世界中で「ネイチャーポジティブ（自然再興）」つまり、生物多様性の大規模な損失を食い止め回復軌道に乗せる機運が高まっています。なかでも、多様性の減少が著しい淡水域では、淡水魚への影響が懸念されています。絶滅の危機に瀕する淡水魚の保全の実践は、自然再興へ向けた重要な行動の一つです。絶滅危惧の淡水魚の保全を円滑に進めるには、近年発展したDNA分析技術を活かすことが有用です。福井県に生息する「アジメドジョウ」「レイホクナガレホトケドジョウ」について、すべてのDNA情報を解読する「ゲノム科学」や、環境中に含まれる生物由来のDNAを分析する「環境DNA技術」を駆使して、分布の範囲、遺伝的多様性の状態などの詳細を調べる研究を進めています。



アジメドジョウ

ウ 森里川海連環

「生物多様性国家戦略 2023-2030」では、ネイチャーポジティブを実現する基本戦略の1つに「自然を基盤とした解決策（Nature-based Solutions: NbS）」を位置付けています。これは様々な社会課題（気候変動・生物多様性・防災・食料問題など）に対し、自然の有する多機能性を活かして解決を図る行動の総称です。

NbSの一例として、三方五湖ではコンクリート護岸の湖側に「なぎさ」や「ヨシ帯」などの自然の要素を加えることで、治水と自然再生の両立を図る自然護岸再生の取り組みが進められています。その効果検証として、自然護岸による環境改善効果、生物多様性保全効果、減災効果などを調べる一連の研究を進めています。



自然護岸による生物多様性保全効果を調べる調査

エ 里地里山文化

平成31年に日本農業遺産に認定された三方五湖の伝統漁法について調査・研究を進め、その知恵を次世代への継承するための取り組みを行っています。湖周辺では伝統漁法で捕れたフナやコイの食文化がありますが、その知名度や需要を向上させるための新たな商品開発を三方五湖自然再生協議会や県立若狭高校と連携して行っています。

2021年に発売した「寒ぶなの缶詰」は、開発にあたって地元漁協や高校、一般社団法人と連携して行ったことや、売り上げの一部を湖の自然再生に使う仕組みなどが評価され、2024年グッドデザイン賞を受賞しました。



グッドデザイン賞を受賞した、寒ぶなの缶詰

② 自然体験・自然再生活動への市民参加【自然環境課】 ア 福井ふるさと学びの森

里山里海湖研究所では、県内の里山を活動場所として自然体験・自然観察・自然再生の活動に取り組む団体を「福井ふるさと学びの森」として登録し、県民が里山に触れ親しむ機会を提供しています。

イ 福井ふるさと学びの海湖

県内の海湖（川を含む）において、県民に自然を感じ学ぶ体験活動および海湖を保全する体験活動を提供する団体を「福井ふるさと学びの海湖」として登録し、「福井ふるさと学びの森」団体のイベントとともに広報を行っています。登録された学びの海湖団体の情報交換や学びの森登録団体と連携を図り、福井の里山里海湖に広く県民が気軽に触れ、親しみ、学ぶ機会を提供しています。



学びの森での体験活動

表2-2-1 自然体験・自然再生活動体験(令和6年度)

行事名	登録団体数	実施回数	参加人数
福井ふるさと学びの森	37	440	7,906人
福井ふるさと学びの海湖	6	102	4,738人

ウ 里山里海湖の魅力の再発見

里山里海湖の魅力を幅広い世代に伝えるため、里山里海湖研究所三方五湖自然観察棟を拠点に、来所者向けに、気軽な自然観察やどんぐり等の里の自然物を使った工作体験メニューを提供しているほか、

◆第2部 分野別施策の実施状況

周辺の自然環境を活かした体験イベントを開催しています。



体験イベントの様子

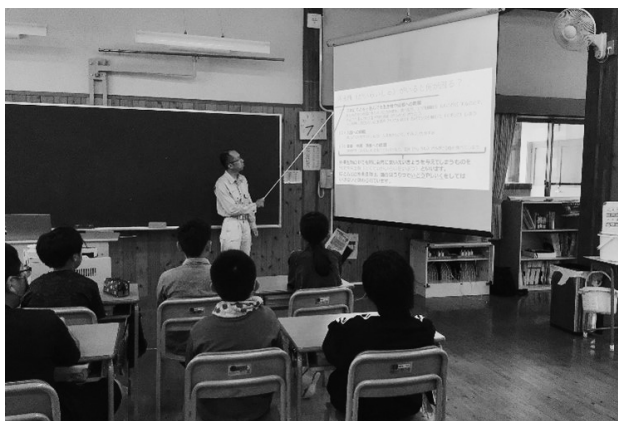
③ 自然再生活動の支援【自然環境課】

県では、地域や自然再生団体が行う自然環境の保全再生活動を応援するため、令和元年度から県内の生物の専門家を、「環境アドバイザー（自然環境）」として登録（令和6年度末現在74名）し、令和6年度は、延べ60団体に対し、専門家を派遣し自然観察や再生活動を支援しました。

今後とも、県内の自然再生活動を活発化し活動の輪を広げていきます。



水生生物の確認と水質の生化学的調査
(旭公民館・旭青少年育成会)



外来種について学ぶ生徒たち（越前市白山小学校）

④ 里山林の整備【森づくり課】

林業を取り巻く厳しい社会情勢のもとで、林家の経営意欲の減退や山村の過疎化により、一部の里山では森林が放置され荒廃が進んでいます。

このような中、県民の環境保全に関する意識は高まってきており、身近な里山林の整備や自然環境体験活動に自ら参加することで、森林の適正な維持管理や森林・林業への理解を深める機会の創出が進み、山村地域の活性化に繋がっていくことが期待されています。

近年、地域住民や団体、自伐林家等による里山の森林整備や森林資源を活用した特用林産物の生産など、里山林の再生につながる活動が広がっており、継続的な森づくりが実践されています。

また、CSR活動の一環として、企業が森林の整備・保全を通じた社会貢献活動を積極的に展開しており、令和7年12月末現在で計8社が継続した活動を実施しています。



企業による森林整備・保全活動

表2-2-2 福井県内における企業の森林の整備・保全活動
(令和7年12月末現在)

企業名	活動場所	活動面積
(株)平和堂	越前町小倉 「平和堂 越前泰澄の森」	2.5 ha
前田建設工業(株)	南越前町榎谷 「MAEDAの森 福井」	1.6 ha
(株)福井村田製作所	越前町小曾原 「ムラタの森 水上山」	0.33 ha
(株)福井銀行	敦賀市野坂 「ふくぎんの森」	0.45 ha
(一財)セブンイレブン記念財団	福井市小羽町 「福井セブンの森」	2.6 ha
(株)UACJ	坂井市三国町崎 「UACJ 福井の森」	0.03 ha
北陸電力(株)	南越前町榎谷 「北陸電力グループ 榎谷の森」	0.44 ha
(公財)ニッセイ緑の財団	越前市安養寺町 「ニッセイ越前の森」	0.1 ha

⑤ 農村の整備【農村振興課】

里地里山では、過疎化や高齢化の進行等により耕作放棄地が増加するとともに、土地改良施設の維持管理が粗放化し、水資源の涵養や景観の保全、生き物の生息場所といった農業・農村が持つ多面的機能の低下が懸念されています。

このため、里地里山において、多様な地域条件に即した簡易な生産基盤整備等を行い、多面的機能の良好な発揮や豊かな自然環境の保全・再生に努めています。

特に中山間地域では、農業生産条件が平地部に比べ不利なことから、農業生産基盤および農村生活環境基盤の整備を通じて、特色ある農業と活力ある農村づくりを推進するとともに、地域における定住の促進、国土・環境の保全を進めています。

コラム 里地里山の現状と課題

里地里山は、集落、水田等の農耕地、ため池、草地等とそれを取り巻く二次林^{*1}により構成された地域です。国土に占める割合は4割程度に達し、多様な生物の生息・生育空間となってきました。

しかし、昭和30年代以降、生活様式や農業の近代化に伴い、里地里山の林が有していた薪炭林、農用林、採草地等としての経済的価値が減少し、落ち葉の採取や下草刈りなど日常的な管理が行われなくなったことで植生遷移が進行しました。また、近代化された農法の普及や基盤整備が進むとともに、耕作放棄地が増加するなど、昔ながらの農林業活動が維持されなくなりました。その結果、明るい草地に生育するオミナエシ等の植物や素掘りの水路やため池、未改良の水田などを移動しながら生息していたメダカやゲンゴロウなど、かつては身近だった生き物が見られなくなりました。

比較的豊かな自然が残されている本県も例外ではなく、「福井県レッドデータブック（2016）」の中にも、里地里山を生息・生育域とする生物が数多くリストアップされています。したがって、希少野生生物が生息・生育する里地里山を保全していくことは、県内の生物多様性^{*2}を保全する上で極めて重要な課題となっています。

なお、里地里山は様々な人間の働きかけを通じて維持される環境であり、原生的自然を対象とした開発行為や野生生物の捕獲等を直接的に規制する従来型の保全手法とは異なる、その地域の自然的・社会的特性に応じた人為的な働きかけ（管理・活用）の持続を図る仕組みづくりが必要です。



石積み畦畔が残る未改良の水田（若狭町気山）

*1 二次林：伐採や風水害、山火事などによって原生林が破壊された後に自然に成立した森林のことです。

*2 生物多様性：①地域ごとに様々な生態系があること、②いろいろな種の生物が生息・生育していること、③同じ種でも遺伝子のレベルで何通りもの違いがあることを示す言葉です。

◆第2部 分野別施策の実施状況

コラム 重要里地里山

県では、県内の里地里山のうち希少野生生物のホットスポット^{*1}となっている地域を選定するための調査を平成15年度に実施しました。このうち、希少野生生物が集中して見られ、かつての里地里山の面影をとどめた地域を、県の判定基準^{*2}に従い、平成16年度には30地区を「重要里地里山」に選定しました。この30地区は福井県の生物多様性を保全する上で重要な里地里山となります。

福井県重要里地里山30地区

地域	No.	地区名	市町	県RDB種数	面積	地域	No.	地区名	市町	県RDB種数	面積
奥越	1	勝山市北谷町 ため池跡・ミチノクフクジュソウ自生地	勝山市	13	約40ha	丹南	16	三里山 里山	鯖江市 越前市	29	約1000ha
	2	長尾山 里山・湿地	勝山市	10	約140ha		17	旧武生市味真野地区 湧水地	越前市	16	約20ha
	3	勝山市平泉寺町 里山・ため池群・山ぎわの水田	勝山市	34	約580ha		18	池河内湿原周辺 水田・笹の川	敦賀市	54	約80ha
	4	六呂師高原 湿地群・草地	大野市 勝山市	53	約530ha		19	中池見湿地 水田・小川・周辺の森林	敦賀市	60	約110ha
	5	大野盆地 湧水地・赤根川	大野市	21	約160ha		20	野坂岳山麓 湧水湿地・ため池	敦賀市	18	約160ha
坂井・福井	6	北潟湖周辺 ため池・丘陵辺縁部の水田	あわら市	66	約1600ha	二州	21	敦賀半島 湧水湿地	敦賀市 美浜町	31	約380ha
	7	陣ヶ岡丘陵地周辺 池・湿地・水路	坂井市	34	約190ha		22	耳川上流の開拓地 ハンノキ林・湿地	美浜町	12	約70ha
	8	金津東部 ため池群・山ぎわの水田・水路	あわら市	66	約2400ha		23	菅湖と三方湖周辺 湿地・水田地帯	若狭町	100	約460ha
	9	坂井平野 水田地帯	あわら市 坂井市 福井市	68	約7200ha		24	旧三方町黒田地区 水路・山ぎわの水田	若狭町	16	約130ha
	10	福井市鷹巣地区北部 池・山ぎわの水田	福井市	23	約310ha		25	旧三方町白屋地区 ため池	若狭町	17	約30ha
	11	高須山山麓 棚田・周辺の森林	福井市	13	約130ha		26	小浜市口名田地区 ため池・山ぎわの水田・水路	小浜市	17	約50ha
	12	福井市上郷地区 山ぎわの水田・周辺の森林	福井市	14	約150ha		27	小浜市飯盛地区 山ぎわの水田・水路・ため池	小浜市	24	約120ha
	13	未更毛川上流 山ぎわの水田・ため池	福井市	41	約310ha		28	旧大飯町本郷地区東部 山ぎわの水田・ため池	おおい町	15	約50ha
丹南	14	旧織田町萩野地区 ため池群・山ぎわの水田	越前町	26	約360ha	狭	29	子生川周辺 ため池	高浜町	13	約60ha
	15	丹生山地南部 ため池群・山ぎわの水田	越前町 越前市	59	約5000ha		30	高浜町内浦地区西部 ため池・棚田	高浜町	18	約210ha

*¹ホットスポット：希少野生生物が特に多種生息・生育する地域のことです。平地から丘陵地にかけてのホットスポットは、水田や二次林が分布する里地里山である場合が多く、確認されている種は、メダカやギフチョウなど比較的広域に分布する種で、環境悪化により減少した種が多くなる傾向があります。

*²判定基準：県が定めた「重要里地里山」に選定するための基準は以下のとおりです。

- ① その地域を含む周辺の里地里山で、県レッドデータブック掲載種（県RDB種）が多種確認されている
- ② 県RDB種の県内の代表的な生息・生育地である
- ③ 県RDB種の繁殖地、越冬地、または旅鳥の重要な中継地点になっている
- ④ 県RDB種の県内唯一の生息・生育地である

(2) 生き物をシンボルとした多様な主体の

参加による自然再生の推進【自然環境課】

① コウノトリが舞う里地里山づくり

県では、平成23年から、田園生態系の頂点に立つコウノトリを自然再生のシンボルと位置付け、兵庫県立コウノトリの郷公園との共同研究として、越前市で飼育・繁殖・放鳥事業を進めてきました。令和7年の9月には、福井県で生まれた最後の1羽「ゆうきくん」を放鳥し、これまで放鳥したコウノトリは10羽となりました。

また、県では、地域の方々と協力し、コウノトリが生息できる環境づくりを通じて、多様な生き物が生息する生態系の保全・再生、そして次世代への継承を目指しています。このため、生き物豊かな田園環境づくりにつながる、減農薬での米づくりや、水田と水路を繋ぐ魚道の設置、田んぼの一部をビオトープにするなど、自然再生に取り組む地域・団体を「生き物ぎょうさん里村」として認定（令和7年12月現在、12市町の54地域・団体）し、県のホームページなどで広報しています。

こういった取り組みの拡大と並行して、コウノトリの繁殖地は県内で増加しており、令和7年は、鯖江市、越前市、越前町、小浜市の4市町で8ペアが産卵し、5ペアからヒナが誕生、12羽が巣立ちしています。

② 三方五湖自然再生協議会

県内の生物多様性に富んだ里山里海湖の中には多様な主体（地域住民、農漁業者や学校、専門家、行政等）が参加する協議会を設置し、自然再生について情報共有や保全方法を協議しながら、協働で保全活動を進めている地域があります。

本県を代表する湖沼の三方五湖では、平成23年5月に、自然再生推進法に基づく自然再生協議会が設立されました。同協議会では自然再生基本構想に基づき、平成25年3月に事業実施計画を作成し、現在は第2期事業実施計画の下、6つの部会で自然再生活動が進められています。

三方五湖のうち三方湖や水月湖、久々子湖では、護岸整備により生物の生息場所となる水辺環境が失われてしまった現状を受けて、「自然護岸再生の手引書（令和元年度作成）」に基づき、水生生物の住処となる石詰漁礁の設置や浅場の造成が実施されています。また、自然再生や魚類の地域固有系統の保全、漁業資源の維持のために湖周辺の水田・休耕田

で育成したフナ等の稚魚を、地元小学生により湖へ放流する取り組みが行われています。湖やその周辺に侵入・定着した外来生物への対策としては、令和元年度から継続して市民参加のアカミガメ駆除活動が開催されています。

さらに、湖周辺の水田等での環境保全の普及のために、環境に優しい自然農法の推進や、水田からの濁水流出防止のための調査・啓発を進めているほか、次世代の子どもたちへの環境教育としては、平成30年度に発足した「子どもラムサールクラブ」での、森里川湖海連環を学ぶ講座の開催および滋賀県・島根県との交流（令和7年度9回）などが行われています。



三方五湖自然再生協議会 子どもラムサールクラブ

③ 北潟湖自然再生協議会

北潟湖では平成30年11月に、自然再生推進法に基づく北潟湖自然再生協議会が設立されました。同協議会では自然再生基本構想に基づき令和2年3月に事業実施計画を作成し、3つの部会で自然再生活動が進められています。

湖の水質の改善に向けた活動では、市民参加型の水質調査イベントによる調査・普及啓発や、水門運用による塩分濃度管理の検討と議論が行われています。また、湖やその周辺地域では、生物多様性の保全のために、希少種調査や希少なトンボ等が生息する湿地や谷津田等の保全活動が実施されています。令和7年度には、今後の「うつくしい北潟湖」の再生に向け、協議会員や地域住民の理解と関心を深めることを目的に、水質改善や水辺の自然再生などについてのシンポジウムが開催されました。

企業や学校等との連携では、福井県立大学と協働した、湖畔に生育する特定外来生物であるオオキンケイギクの市民参加の駆除イベントや、企業と協力

◆第2部 分野別施策の実施状況

した湖畔清掃活動が行われているほか、令和7年度は、北潟小学校の環境学習に協議会が協力する形で、外来生物の駆除やフナ・ウナギなどの放流が行われています。

そのほか、協議会では浜坂湿地での自然観察会等の環境教育や、地域の自然資源を活用したエコツアーの検討なども行われています。



北潟湖自然再生協議会シンポジウム (R7.12.13)



池ヶ原湿原でのヨシ刈り作業



「未来に残したい草原の里100選」認定書

④ 池ヶ原湿原保全・活用協議会

県立自然公園にある池ヶ原湿原（勝山市）では、平成25年度に設立された池ヶ原湿原保全協議会（事務局：県自然保護センター）が、平成29年度から池ヶ原湿原保全・活用協議会に改称し、活動を続けています。地元住民や民間企業、地元小学校、勝山市、県が協働し、ヨシの刈取りや特定外来生物のオオハンゴンソウの駆除作業を行い、ミズチドリなどの貴重な植物が生育する湿地環境を保全しています。また、活動メンバーである製紙会社の協力により、刈り取ったヨシを和紙として活用するほか、ヨシ刈りに参加する勝山市立平泉寺小学校では、環境教育の一環としてヨシの茎から作ったストローを地元飲食店に提供する取り組みが進められています。これらの活動は、令和3年度に、環境省主催の「第9回グッドライフアワード」で環境大臣賞優秀賞を受賞し、令和5年度には、公益社団法人ACジャパンの名古屋地域キャンペーンで広告作品「ヨシ！ここから！～湿原に生えるヨシでストローを～」が制作され、テレビ、ラジオ、新聞、インターネットで広く発信されました。さらに令和7年度には、池ヶ原湿原が「未来に残したい草原の里100選」に選定され、地域と協働した保全活動の価値が全国的に認められました。

⑤ SATOYAMA イニシアティブ推進ネットワーク

平成25年9月に福井県で開催されたSATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップ第4回定例会合を契機に、福井県と石川県の両知事が代表を務め、民間企業、NPO・NGO等、研究機関、行政機関等の組織が参画する「SATOYAMA イニシアティブ推進ネットワーク」が設立されました。

本ネットワークは、国内における多様な主体がその垣根を超え、様々な交流・連携・情報交換等を図るためのプラットフォームを構築し、SATOYAMAにおける生物多様性の保全・利用の取り組みを国民的取り組みへ展開することを目的としています。

令和7年12月現在、全国の企業やNPO、行政などの117団体が参加しています。コロナ禍以前は、自然再生の先進地の視察や、里山里海湖の保全・再生活動に関するシンポジウムの開催、環境関連の展示会での活動PRなどを行ってきましたが、令和2

年度以降は、オンラインで総会・交流会を開催しています。全国の団体が参加しやすいというオンラインのメリットを生かし、各団体の活動状況の共有や情報交換などを行ってきました。

また、環境展示会での活動PRとして、ふるさと環境フェア（福井県、令和7年9月）にて展示を行い、訪れた方に SATOYAMA イニシアティブ推進ネットワークの取組みを紹介し、SATOYAMA 保全の重要性を多くの人に伝えました。



ふるさと環境フェア出展の様子

分野別施策の実施状況

自然と共生する社会づくりの推進

◆第2部 分野別施策の実施状況

2 水月湖年縞の活用【自然環境課】

(1) 年縞研究の県外発信

年代測定「世界標準のものさし」である水月湖の「年縞（ねんこう）」の実物を展示する福井県年縞博物館では、平成30年9月のオープン以降、コロナ禍でありながら令和3年10月には来館者15万人、令和4年11月には20万人、令和7年3月には30万人、令和8年1月には35万人を達成しました。

令和5年5月には第18回公共建築賞優秀賞、6月には科学ジャーナリスト賞2023特別賞を受賞しました。この「特別賞」は県内初の受賞で、博物館としての受賞は全国で3例目となります。

また、隣接する若狭三方縄文博物館との共催で特別展「水月湖年縞2025」（令和7年10月8日～令和8年3月30日）を開催しました。今回の特別展では、年縞博物館では「水月湖の2025年の年縞を初公開」、縄文博物館では「掘削の臨時拠点プレハブ研究室を再現」と2つのテーマで開催し、大変好評でした。

11月23日には「水月年縞2025 記念講演会」と題して、中川毅氏（立命館大学教授）、大森貴之氏（東京大学研究員）を講師として招へいし講演会を実施しました。



講演会の様子

(2) 年縞博物館への誘客促進

北陸新幹線福井・敦賀開業をきっかけに、教育・観光の拠点として、周辺施設や地元団体等と連携したイベント・企画を実施するとともに、立命館大学との共同研究により水月湖年縞の学術的な価値を向上させ、国内外に水月湖年縞や博物館をPRし、多くの方にお越しいただけるよう努めています。

年縞博物館が開催するイベント等については、ホームページやSNSで随時告知しています。一度ご来館いただいたお客様にも楽しんでいただけるようなイベントや企画も実施してまいりますので、ぜひ確認してみてください。

令和7年度特別展チラシ

※チラシの終了日は1月12日となっているが、好評のため3月30日まで延長となった。

<年縞博物館>

開館時間：9時～17時（入館は16時半まで）

休館日：火曜日、年末年始



年縞博物館 HP



年縞博物館 VR

3 環境と調和した景観づくりの推進

(1) 都市の緑の保全と整備【都市計画課】

① 都市公園

都市公園は、良好な風致・景観を備えた地域環境を形成し、自然とのふれあいを通じて、住民やまちにうるおいを与える施設です。さらに、スポーツ・レクリエーションの場の提供、公害防止・緩和、災害時における被害の軽減、避難・救援活動の場などの機能を有する都市の骨格をなす根幹的施設でもあります。

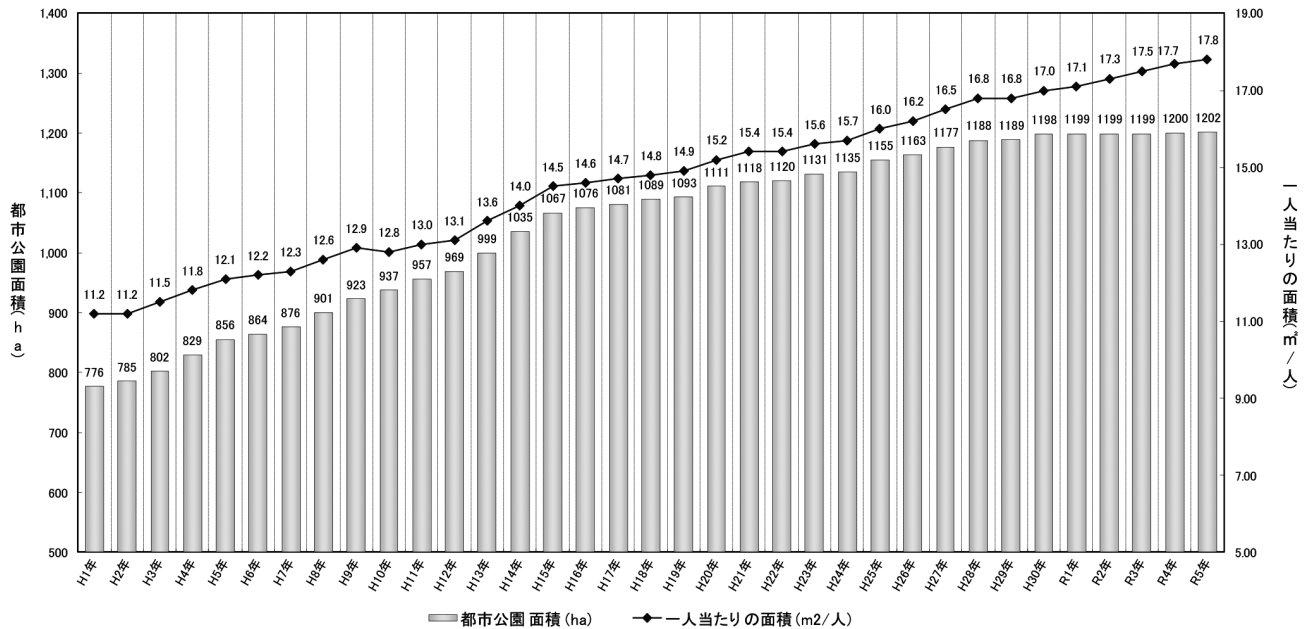
本県の都市公園は、主要都市部における戦災・震災を契機に街区公園等の整備が進み、その後、土地区画整理事業に伴う住区基幹公園の整備、さらに、総合公園・運動公園等の都市基幹公園の整備を積極的に進めてきました。また、県内4地域において広域的な拠点となる県営公園の整備を進め、「若狭総合公園」、「奥越ふれあい公園」、「トリムパークかなづ」および「丹南総合公園」の4公園が供用されています。

本県における都市公園は、令和6年3月末現在、13市町（9市4町）において944か所、面積1,202haとなっています。都市計画区域内人口一人当たりの面積は、17.8m²（全国平均12.7m²）であり、全国第11位の整備水準です。



奥越ふれあい公園

図2-2-3 県内の都市公園面積の推移



分
野
別
施
策
の
実
施
状
況

自
然
と
共
生
す
る
社
会
づ
き
り
の
推
進

◆第2部 分野別施策の実施状況

② 広域緑地計画、緑の基本計画

緑は、都市環境に潤いとやすらぎをもたらすとともに、水・大気の浄化機能や動植物の生息地または生育地を確保するなど、自然と人間が共生する生活環境を形成する上で重要な役割を担っており、緑地の適正な保全や緑化の推進、緑の創出に努める必要があります。

県においては、県内の都市計画区域全域を対象として、広域的観点から緑とオープンスペースの確保目標水準、配置計画などを明らかにした「広域緑地計画」を策定しています。

市町においては、官民一体となって緑地の保全および緑化の推進に関する施策や取組みを総合的に展開することを目的として、「都市緑地法」に基づく「緑の基本計画」を策定しています（令和7年12月末現在、勝山市、福井市、大野市、越前町、鯖江市、敦賀市、坂井市、越前市、高浜町が策定済）。

今後、緑につつまれた県土づくりを実現するため、これらの計画に基づき、公園整備や住民の合意形成を図りながら緑地の保全・緑化を推進していきます。

表2-2-4 風致地区*¹の指定状況(令和7年12月末)

地区名	所在地	面積(ha)
福井城跡風致地区	福井市	6.9
足羽川風致地区	福井市	108.8
足羽山風致地区	福井市	194.9

表2-2-5 緑地協定*²(緑化協定)の締結状況(令和7年12月末)

協定名	所在地	面積(ha)
八幡地区緑化協定	越前市	3.1
福井北インター流通センター緑化協定	福井市	10.9
福井市中央工業団地緑地協定	福井市	16.9
北府地区緑地協定	越前市	3.2

③ 開発許可制度による緑地の保全と創出

都市計画法に基づく開発許可制度は、宅地開発などの開発行為について、県などが宅地に必要な公共施設が確保されているかなどを審査し、許可を行うものです。

開発行為の規模に応じて、工場が目的の場合は、必要に応じ、騒音、振動等による環境の悪化の防止上必要な緑地帯その他の緩衝帯を、住宅団地が目的の場合は、開発区域面積の3%以上の公園、緑地または広場を設けることとしています。

(2) 景観づくり【文化課、都市計画課】

平成17年6月に全面施行された景観法では、景観行政団体*³が景観計画を策定することにより建築物等のデザインや色彩を制限する等、強制力を伴う規制が可能となっています。

良好な景観の形成は、居住環境の向上等住民の生活に密接に関係し、また、地域の特色に応じたきめ細やかな規制誘導方策が有効であることから、市町が中心的な役割を担っています。

令和7年12月末現在、16市町（小浜市、大野市、勝山市、福井市、永平寺町、池田町、越前市、坂井市、鯖江市、敦賀市、あわら市、南越前町、越前町、美浜町、高浜町、おおい町）について景観行政団体となっています。また、大野市、小浜市、福井市、永平寺町、坂井市、越前市、勝山市、あわら市、鯖江市、敦賀市、南越前町、越前町が景観計画を策定しています。

今後も、県では、景観法を活用し、良好な景観形成を進める市町を支援していきます。

また、県では、美しい景観を県民の誇りとして再認識するとともに、次の世代に守り伝えていくため、「福井ふるさと百景」を選定し、ガイドブックを発刊しています。さらに、百景の眺望を活かした植栽や花植え、行燈による夜景の演出など、景観の保全・活用を進める団体をこれまでに65団体認定し、地域の主体的な活動を応援しています。

*¹風致地区：都市計画法に基づき、都市における樹林地等の良好な自然的景観と、それと一体になった史跡名勝等を含む区域の環境を保全し、良好な都市環境を維持することを目的として定める地区です。風致地区内における建築物や工作物の建築、宅地の造成および木竹の伐採等の行為に対しては、福井県および福井市の風致地区条例で一定の規制を行うことにより、風致の維持を図っています。

*²緑地協定：都市緑地法に基づき、良好な住環境を創るため、住民の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度です。

*³景観行政団体：景観法に基づき、県と協議して景観行政事務を実施する市町を景観行政団体といい、それ以外については県が景観行政団体となります。

県内には「妻壁を柱と梁で格子状とした漆喰塗りの切妻屋根の農家」や「格子戸等町家の伝統的意匠を基調とした切妻屋根の町家」など、地域特有の形態や外観を有する伝統的民家や街並みが存在し、地域性や独自性に富んだ景観が形成されています。県では平成18年に「福井県伝統的民家の保存および活用の推進に関する条例」を制定し、市町と連携した伝統的民家の改修等に対する補助や所有者等への情報提供などを通じて、保存・活用を図っています。さらに、伝統的民家が集積する地区を「伝統的民家群保存活用推進地区」としてこれまでに51地区指定し、地区で行う景観の保全・活用の取組みに対して支援しています。

景観に与える影響が大きい屋外広告物については、福井県屋外広告物条例により適切に規制・誘導を図っています。平成18年4月からは、屋外広告業者に関し、登録制を導入しており、平成28年には、さらなる良好な景観づくりを進めるため、北陸新幹線沿線や観光地周辺等、地域特性に応じたメリハリのある規制に改正しています。

今後とも、県民および市町と連携しながら、これらの取組みを行うとともに、魅力ある公共施設の整備、歴史的建造物・伝統的民家の保存等に取り組むなど、県民が誇りと愛着を持つことができる景観づくりを推進していきます。

(3) 公共施設の緑化推進【公共建築課】

公共施設の整備に際しては、敷地の周囲に植栽帯を設けるとともに、雪対策もかねて敷地境界線から建物までの離隔を確保するよう努めています。

令和5年に完成した福井県立恐竜博物館の増築工事においては、既存棟に倣い、建物に沿って築山を設け屋上を緑化することで、誰でも自由に入れる屋上広場を整備しました。屋上からは勝山市の市街地を望むことができる眺望に優れた場所となっています。

今後とも、施設の計画にあたっては、立地条件等を勘案しながら、周囲に植栽のためのオープンスペースを確保し、公共施設の緑化推進を図っていきます。

(4) 工場立地における緑地確保と

環境施設整備に対する支援

【成長産業立地課】

県では、工場立地法に基づき、工場立地の際に周辺環境の保全が図られるよう、緑地や環境施設面積の適正な確保に努めています。

また、企業立地の促進を図り、地域振興に資することを目的として、市町の産業団地の整備を支援しています。

この事業では、快適な立地環境を創出するため、企業への分譲用地の造成だけでなく、団地内の公園や緑地など環境施設の整備も支援の対象としています。

(5) 歴史的・文化的環境の保全

県内には、生活に豊かさや潤いを与えてくれる環境として、明通寺本堂・三重塔（国宝）、一乗谷朝倉氏遺跡（特別史跡）、東尋坊や三方五湖（名勝）、越前海岸の水仙畑（重要文化的景観）などの歴史的遺産や文化的景観が数多くあります。

国や県では、文化財保護法や文化財保護条例等に基づき、こうした歴史的遺産などを文化財として指定・登録し、また現状変更を伴う開発行為に対する規制等を通じてその保存と活用を図るとともに、歴史的・文化的環境の保全に努めています。

さらに、改正文化財保護法が平成31年4月施行され、本県でも令和元年度に福井県文化財保存活用大綱を策定し、各市町においても文化財保存活用地域計画の策定が進められています。

今後とも、市町や文化財の所有者と連携を密にし、文化財の保護と歴史的・文化的環境の保全を着実に推進します。

① 文化財の指定等の現況【生涯学習・文化財課】

ア 指定等の現況

直近では、令和3年度には、「今庄宿」が国重要伝統的建造物群保存地区に選定され、「湯尾峠」が「国名勝おくのほそ道の風景地」に追加指定されました。

◆第2部 分野別施策の実施状況



国名勝おくのほそ道の風景地に追加指定された湯尾

イ 保存・活用への支援

文化財に指定された建造物等の修理や民俗芸能の公開および後継者育成等に対する助成を通じて、歴史的・文化的環境の保存と活用に努めています（令和6年度補助38件）。

ウ 現状変更等に対する規制

史跡、名勝および天然記念物の現状変更を伴う開発行為に対する規制を通じて、景観の保存などを図っています（令和6年度許可121件）。

② 重要伝統的建造物群保存地区の整備

【生涯学習・文化財課】

宿場町としての町並みが残る若狭町熊川宿、近世城下町の歴史的風致を良く伝える小浜市小浜西組、旧北陸道の宿場町の歴史的風致を良く伝える南越前町今庄宿の民家などの修理に対する助成を通じて、伝統的建造物群の保存整備を図っています（令和6年度補助12件）。

③ 国登録有形文化財（建造物）の登録推進

【生涯学習・文化財課】

建築後50年を経過している建物や橋等の国登録有形文化財（建造物）の登録を推進し、幅広い文化財の保存に努めています（令和6年12月20日現在264件登録）。

④ 歴史的建造物の保存・活用【文化課】

文化財に指定されていない建造物の中にも、地域の歴史、生活史を表現し、または地域の景観を形成している貴重な歴史的建造物が数多く存在します。これらの歴史的建造物の外観の改修等に対して市町と連携して助成し、歴史的建造物の保存およびまちづくりへの活用を推進しています。

⑤ 福井城址の魅力向上【交通まちづくり課】

歴史的価値が高く、県都のシンボルとなる福井城址を「県民の城」として気運の醸成を図りながら、「歴史に触れ、学びを深める空間」、「人が集う、開かれた憩いの空間」として活用しています。

令和5年度から、明治初期まで福井城本丸の南西角にあった坤櫓（ひつじさるやぐら）や本丸西側土堀の復元を進めています。

⑥ 重要文化的景観選定への取組み【文化課】

福井市、越前町、南越前町と協力して、国の重要文化的景観の選定を目指して取り組んできた、「越前海岸の水仙畑の文化的景観」が、令和3年3月に選定されました。重要文化的景観への選定は県内初となります。市町への支援を通じて、文化的景観の保全と活用、地域の活性化を推進していきます。

図2-2-6 指定文化財件数（令和7年12月20日現在）

種 別	国 指 定	県 指 定	種 類
有形文化財	建 造 物	30(うち国宝2)	31
	美術工芸品	86(うち国宝4)	257
無 形 文 化 財		2	4
民俗文化財	有形民俗文化財	1	11
	無形民俗文化財	5	65
記 念 物	史 跡	25(うち特別史跡1)	29
	名 勝	15(うち特別名勝1)	7
	天然記念物	22(うち特別天然記念物4)	32
			絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍・古文書、考古資料、歴史資料
			芸能、工芸技術
			無形の民俗文化財に用いられる衣服、器具、家屋など
			衣食住・生業・信仰・年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術
			貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅等の遺跡
			庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳等の名勝地
			動物、植物および地質鉱物

第3節 生物多様性の保全

1 自然公園の開発規制などを通じた生態系保全【自然環境課】

(1) 地域における貴重な生態系の保全

白山国立公園、越前加賀海岸国定公園と若狭湾国定公園（それぞれラムサール条約湿地の中池見湿地と三方五湖を含む）、奥越高原県立自然公園の4つの自然公園や、池河内および檜俣自然環境保全地域においては、優れた自然景観や豊かな自然環境を有しており、自然公園法や条例に基づいて、一定の開発行為について規制をすることにより、自然景観の保全や貴重な生態系の保全を行っています。これらについて、国や関係する県、市町、地域の団体などと連携して適切な管理を推進しています。

また、越前加賀海岸国定公園、若狭湾国定公園では、県において重要景観地を管理しているところもあり、土地管理権原に基づき国定公園の重要な景観を保全しています。

(2) 県民への自然環境保全の呼びかけ

自然公園などの適切な保全を推進するため、自然公園法などの開発規制の内容について、ホームページなどを利用した周知や、相談指導を行っているほか、みどりの月間（4月～5月）や環境月間（6月）、自然に親しむ運動（7月21日～8月20日）などにおいて県民への自然環境保全の呼びかけを積極的に実施しています。

また、自然公園指導員や自然公園管理協力員などと協力して、動植物の捕獲や採集および土石の採取をしないことやごみを持ち帰るなど、公園利用者のマナー向上に努めています。



東尋坊（越前加賀海岸国定公園）



蘇洞門（若狭湾国定公園）



令和7年度みどりの月間、環境月間、自然に親しむ運動期間で開催されたイベント
 (上) 企画展「はじめよう！自然体験」(R7.4.25～R7.6.29)
 (下) 自然観察会「夏のライトアップ昆虫観察」(R7.7.26)

◆第2部 分野別施策の実施状況

2 希少野生生物の保全【自然環境課】

(1) 生物多様性の現状と課題

豊かな自然環境を保全し、健全な生態系と生物多様性を確保することは、持続可能な社会を実現していくために重要です。しかしながら、地球規模での生物多様性の衰退が課題となっており、その絶滅のスピードは、過去のどの大量絶滅をも上回っているといわれています。国際的にも、令和4年12月に開催された「生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)」において、2030年までのネイチャーポジティブ*¹の実現や、陸と海の30%以上を健全な生態系として保全すること(30 by 30*²)などを目指す、世界目標「昆明・モンリオール生物多様性枠組」が採択されました。こうした中、国は令和5年3月に、前戦略を見直す形で、同枠組に対応した「生物多様性国家戦略2023-2030」を新たに策定しました。この戦略では次の事項が挙げられています。

[1] 2030年のネイチャーポジティブの実現に向け、5つの基本戦略を設定

- ①生態系の健全性の回復
- ②自然を活用した社会課題の解決(NbS)
- ③ネイチャーポジティブ経済の実現
- ④生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動
- ⑤生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進

[2] 基本戦略ごとに、状態目標(あるべき姿)15個と行動目標(なすべき行動)25個を設定

[3] 行動目標ごとに、関係府省庁の関連施策367個を整理

また、国は、30 by 30の達成のために、企業の保有林や里地里山、ビオトープなど、国立公園等の保護地域以外で生物多様性に貢献している場所を「自然共生サイト」として認定する取組みを、令和5年度から開始しました。さらに、生物多様性の増進のための活動を促進することを目的に、令和6年の国会において「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律(地域生物多様性増進法)」が可決・成立され、令和7年4月から施行

されました。これにより、「自然共生サイト」制度を土台にした、生物多様性の維持、回復、創出のための活動計画(「増進活動実施計画」)等を認定する制度が設けられました。

① 生物多様性の保全の普及啓発

生物多様性の危機の現状は、本県においても同様で、かつては身近な環境に普通に生息・生育していたメダカやゲンゴロウ、トチカガミやキキョウなどの種が、福井県の絶滅のおそれのある野生動植物に選定されています。

県では、このような生物多様性の現状について、これまで実施してきた自然環境保全基礎調査などをはじめとした各種調査の成果を、報告書を通して公開し、生物多様性の現状とその保全について普及啓発に努めています。



イヌワシ(県域絶滅危惧Ⅰ類)



オオキンレイカ(県域絶滅危惧Ⅰ類)

*¹ネイチャーポジティブ：生物多様性や自然の損失を止め、回復軌道に乗せることです。この実現のためには、生態系の保全といった自然保護だけでなく、気候変動対策、外来種や乱獲への対策、消費と廃棄物の削減など、様々な面での取組みが重要です。

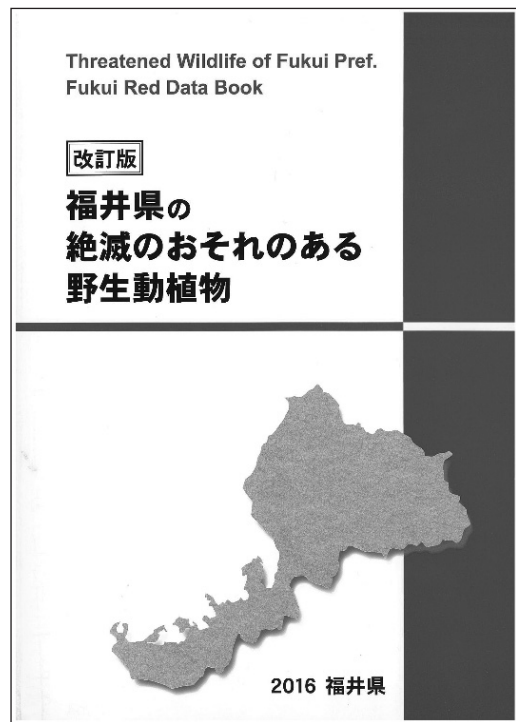
*²30 by 30(サーティ バイ サーティ)：生態系や生物多様性の保全のために、2030年までに、世界各国で陸域、海域それぞれにおいて30%を保全する目標のことで、2020年時点で、日本では陸域の20.5%、海域の13.3%が保護地域となっており、目標達成のためには、保護地域以外の場所(OECM、Other Effective area for Conservation Measures)での取組みが重要です。

② レッドデータブックの発行

県では、本県の野生動植物の生息状況を評価し、絶滅のおそれのある種についての現状をとりまとめた「福井県レッドデータブック」を作成しています。平成13年度に「福井県の絶滅のおそれのある野生動物」、平成15年度に「福井県の絶滅のおそれのある野生植物」を発行しましたが、発行後10年を経過したことから、現状を反映した効果的な絶滅危惧種の保全につなげるため、平成27年度に改訂版を発行しました。

改訂版では亜高山帯を新たな対象地域として追加したことにより維管束植物が大きく増加し、レッドリスト（絶滅のおそれのある種のリスト）に掲載された種の総数は、9分類群の合計で、第1版では829種でしたが、改訂版では1,264種となり、435種増加しました。

レッドデータブックの作成と絶滅のおそれの原因を分析することにより、今後の対策に活かしていくこととしています。



改訂版レッドデータブック

分野別施策の実施状況

自然と共生する社会づくりの推進

表2-3-1 福井県レッドデータブック

分類群	県域絶滅		県域絶滅危惧Ⅰ類		県域絶滅危惧Ⅱ類		県準域絶滅危惧類		要注目		地域 個体群	計	
	第1版	改定	第1版	改定	第1版	改定	第1版	改定	第1版	改定	改定	第1版	改定
哺乳類	2	2			2	3	4	7	2	2		10	14
鳥類	1	1	21	25	27	17	29	32	11	48	6	89	129
爬虫類			1		3	1		2	4	3		8	6
両生類		1	2	1	1	1	1	4	1	3		5	10
淡水魚類			8	8	17	20	7	4	1	6	1	33	39
昆虫類	2	4	34	35	34	43	34	47	78	129		182	258
陸産貝類	3	3	4	9	16	15	6	6		21		29	54
淡水産貝類	3	3	3	3	5	8	3	5	1	4		15	23
維管束植物	13	20	159	235	130	199	76	119	80	158		458	731
統計	24	34	232	316	235	307	160	226	178	374	7	829	1,264

◆第2部 分野別施策の実施状況

(2) 希少野生生物の保全活動

① 国内希少野生動植物種の保全

国内希少野生動植物種に指定されている水生昆虫の「ヤシャゲングロウ」は、本県の夜叉ヶ池が唯一の生息地であり、環境変化によっては絶滅する可能性が高い種です。そのため、環境省や林野庁、地元の市民ボランティア、大学研究者、南越前町等が協力した生息地の保全活動が行われています。また、絶滅の危機に瀕してしまった場合に、人工繁殖によって種を存続させることができるよう、県自然保護センターでは、平成30年に環境大臣から保護増殖事業計画の確認を受け、安定した飼育技術の確立に取り組んでいます。

同じく環境大臣から確認を受けている福井市自然史博物館や越前松島水族館と連携し、ヤシャゲングロウの生育に適した餌の確保や、水温および照度管理等の諸課題の解決に向け、試行錯誤を重ねています。

本県が生息地数において最多であるアベサンショウウオは、国内希少野生動植物種に指定され絶滅の危機に瀕する種であり、保全が喫緊の課題となっています。このため、自然再生団体が、水田や遊水地などアベサンショウウオの生息場所である水辺において、地元小学校の児童とともに生息環境整備を実施するなど、地道な保全活動を続けています。

このほか、希少野生生物やその生息地の生態系に、特定外来生物による影響が及んでいる事例も見られており、一部地域では、地域の自然再生団体や専門家、行政などにより生息環境保全のための防除活動等が行われています。

② 「残そう・伝えよう！」生きもの保全事業

絶滅のおそれのある野生生物の保全には専門的な知識に基づいた継続的な環境整備活動が重要であり、生き物の保全に取り組む地域の自然再生団体が重要な役割を果たしていますが、メンバーの高齢化が一つの課題となっています。

将来にわたって保全を行っていくためには、地域の豊かな自然環境を若い世代に伝え、環境保全に関心をもってもらうことが大切です。

そこで、県では、小学校と協働で保全活動を行う自然再生団体に対し、指導者の派遣や活動にかかる経費の補助をしています。令和7年度（12月現在）は、小学校と協働で保全活動を行っている7団体への活動補助を行いました。



地元小学校と連携した環境学習
(田んぼの天使・宮崎小学校)(R7)

表2-3-2 「残そう・伝えよう！」生きもの保全事業補助団体一覧（令和7年12月現在）

No	団体名	対象小学校	保全対象種
1	小原 ECO プロジェクト	勝山市立村岡小学校	ミチノクフクジュソウ
2	天池を守る会	坂井市立雄島小学校	水生昆虫
3	郷の森里楽	越前市白山小学校	両生類
4	特定非営利活動法人中池見ねっと	敦賀市立角鹿小学校	水生昆虫・水草
5	ほたるの里丁有機農法研究会	大野市立下庄小学校	水生昆虫
6	株式会社 田んぼの天使	越前町立宮崎小学校	コウノトリ・水生昆虫
7	茂右衛門農場	鯖江市片上小学校	水生昆虫・魚類・両生類

3 地域が主体となった外来生物の防除

(1) 外来生物の駆除

【自然環境課、中山間農業・畜産課】

外来生物とは、もともとその地域に生息していなかったにもかかわらず、人間活動によって海外から持ち込まれた生物の総称です。現在、国内で定着が確認された外来生物の種数は、2,000種を超えといわれ、一部の種は地域特有の生態系を破壊したり、人体に悪影響を及ぼしたり、農林水産業被害を引き起こすなどのおそれがあります。

平成17年6月、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」が施行され、侵略的な外来生物が特定外来生物に指定されています。

この法律では、特定外来生物の飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入・野外への放出などが原則として禁止されています。

平成27年3月には、環境省、農林水産省、国土交通省により「外来種被害防止行動計画」が策定されました（令和7年3月第2版策定）。また、国内の最新の外来種の定着状況等も踏まえて「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）」が公表され、対策すべき対象種が明確化されました。また、外来種を「入れない」、「捨てない」、「拡げない」三原則が推進されています。

本県の野外では24種の特定外来生物が見つかっており（表2-3-3）、こうした特に被害が甚大な外来生物について、県内の生息・生育状況や被害、対策等を県HPで周知するほか、外来生物ハンドブックを作成するなどし、行政や地域住民が一緒になって防除対策に取り組んでいます。

（県自然環境課HP

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shizen/gairaiseibutu/gairaitop.html>

（外来生物法 URL

<https://www.env.go.jp/nature/intro/>）



福井県で捕獲されたソウシチョウ

表2-3-3 本県の野外で確認された特定外来生物(24種)
(令和7年11月現在)

分類群		種名
植物 (9種)		オオハンゴンソウ、オオキンケイギク、アレチウリ、オオフサモ、オオカワヂシャ、ボタンウキクサ、アザラ・クリスタタ、ナガエツルノゲイトウ、オオバナミズキンバイ
動物 (15種)	哺乳類 (2種)	アライグマ、ヌートリア
	鳥類 (2種)	ソウシチョウ、ガビチョウ
	爬虫類 (2種)	カミツキガメ、アカミミガメ
	両生類 (1種)	ウシガエル
	魚類 (4種)	オオクチバス、コクチバス、ブルーギル、カダヤシ
無脊椎動物 (4種)		セアカゴケグモ、ウチダザリガニ、アメリカザリガニ、アカボシゴマダラ

(2) 種別の現状と対策

【自然環境課、中山間農業・畜産課】

① 植物

外来植物の分布拡大に対処するため、駆除啓発チラシやホームページによる周知・広報を行い、県民が一斉に美化運動を行う「クリーンアップふくい大作戦」等において、県民、事業者、大学、行政機関等による外来植物の駆除が進められています。

【オオハンゴンソウ】

オオハンゴンソウは、北米原産のキク科の多年草で肥沃で湿った立地に生育し、在来の希少な湿原植物を駆逐するなどの生態系被害が懸念されます。県内では各地に点在し、河川上中流域で比較的多く確認されています。県では平成21年から池ヶ原湿原（勝山市）において毎年オオハンゴンソウの除去を実施しています。



オオハンゴンソウ

◆第2部 分野別施策の実施状況

【オオキンケイギク】

オオキンケイギクは、北米原産のキク科の多年生草本で、黄色い花がきれいで観賞用や緑化用として用いられ、特定外来生物と知らずに、庭や畑で育てているケースが見られます。県内でも道路脇や民家の庭先、公園等で生育しており、県では市町を通じて駆除を呼び掛けています。花が咲き始める5月～6月頃から県内各地で地域住民等による駆除活動が実施されています。

また、県の土木事務所では、道路管理における除草作業時にオオキンケイギクの抜き取りを行っています。

あわら市北潟湖畔では、令和7年5月に、北潟湖自然再生協議会が中心となり、地域住民や県立大学が協力し、オオキンケイギクの駆除が行われました。



北潟湖でのオオキンケイギク除去活動（あわら市）

【オオフサモ】

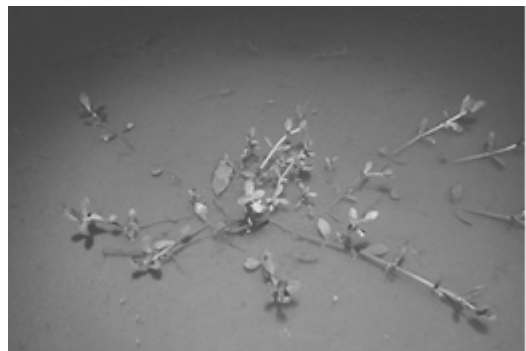
オオフサモは、南米原産のアリノトウグサ科の水草で、密集して生えるため、水路や河川に侵入すると、水の流れをせき止めてしまいます。また、在来の水草への影響も心配されています。県内では、越前市やあわら市、小浜市の水路や河川などで生育が確認されており、あわら市では、北潟湖自然再生協議会が中心となって駆除活動が行われています。



農業用水路でのオオフサモの駆除活動（あわら市）

【ナガエツルノゲイトウ】

ナガエツルノゲイトウは、南米原産のヒユ科の多年生の水草で、数cmの茎断片からでも容易に発根する非常に強い再生力を有します。本県では、令和4年5月にはじめて中池見湿地の休耕田内で2株が確認され、中池見湿地で保全活動を行っている市民グループによって速やかに駆除が行われました。その後、同年9月や、令和5年、令和7年にも株が確認され、駆除が行われています。



中池見湿地で初確認されたナガエツルノゲイトウ

【オオバナミズキンバイ】

オオバナミズキンバイは、南米および北米南部原産のアカバナ科の水生多年草で、ナガエツルノゲイトウと同様、茎の破片からも再生可能な非常に強い繁殖能力を有しています。

本県では、ナガエツルノゲイトウと同じく令和4年5月に中池見湿地の休耕田内で、1株が初確認され、中池見湿地で保全活動を行っている市民グループによって速やかに駆除が行われました。その後、同年9月や、令和5年にも株が確認され、駆除が行われています。



中池見湿地で初確認されたオオバナミズキンバイ

【アゾラ・クリスタタ（外来アゾラ類）】

アゾラ・クリスタタは、南北アメリカ、ヨーロッパ、アジア、オセアニア、アフリカに分布するアカウキクサ科の水草で、水面等を覆うように繁茂するため、光を遮るなどして水生生物全般に大きな影響を与えます。

若狭町内の一部地域では、三方五湖自然再生協議会の活動の中で駆除を行っています。



水面に繁茂するアゾラ・クリスタタ

② 動物

県内で特定外来生物に指定されている動物は、15種が確認されています。生態系・農業・生活・文化財への被害のほか、人的被害も懸念され、地域住民からの通報などの協力を得ながら、哺乳類などは行政主導の駆除も実施しています。

【アライグマ】

アライグマは、北米原産のアライグマ科の哺乳類で、平成7年に県内で初めて確認されて以降、県内全域で生息し、農業・生活・文化財・生態系への被害が確認されています。県では、平成21年度に外来生物法に基づく「福井県アライグマ防除実施計画」を策定し、「アライグマ捕獲従事者養成講習会」を県内各地で開催し、捕獲者の育成、捕獲を進めています。



アライグマ

【ヌートリア】

ヌートリアは、南米原産のヌートリア科の水辺に生息する哺乳類で、昭和51年に高浜町で初めて捕獲されて以降、高浜町、おおい町、小浜市、若狭町へと生息地を拡大しています。平成21年には稲の苗への食害対策として有害捕獲が開始され、以降毎年捕獲が続けられています。

県では、平成25年3月に外来生物法に基づく「福井県ヌートリア防除実施計画」を策定し、「ヌートリア捕獲従事者養成講習会」を開催し、捕獲者を育成して捕獲を進めています。



ヌートリア（三方湖（若狭町））

【アカミミガメ】

アカミミガメは、北米原産のヌマガメ科のカメで、県内の多くの市町において生息しています。幼体は「ミドリガメ」とも呼ばれ、ペットとして飼育されていた個体が逃げ出したり捨てられたりして野生化しました。在来のカメと餌や生息環境をめぐって競合するほか、水生植物や水生生物を捕食することで生態系への影響を与えます。令和5年6月に、条件付特定外来生物^{*1}として新規指定されました。



アカミミガメ

^{*1}条件付特定外来生物：外来生物法上は特定外来生物となりますが、通常の特特定外来生物の規制の一部が、当分の間、適用除外となっています。具体的には、一般家庭での飼育等については、許可や届出なしで行うことができます。令和7年時点で条件付特定外来生物に指定されているのは、アカミミガメとアメリカザリガニの2種のみです。

◆第2部 分野別施策の実施状況

【ウシガエル】

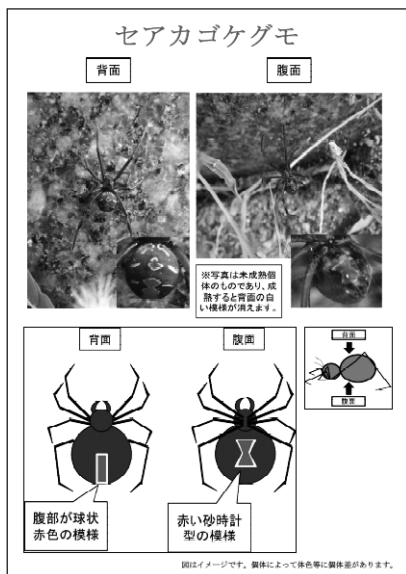
ウシガエルは、北米原産の大型のカエルで、多くの生息が確認されている三方湖や北潟湖の周辺では、水生昆虫などの絶滅危惧種を捕食することによる生態系被害が懸念されています。北潟湖周辺のため池では、平成28年から駆除を行っています。



ウシガエル

【セアカゴケグモ】

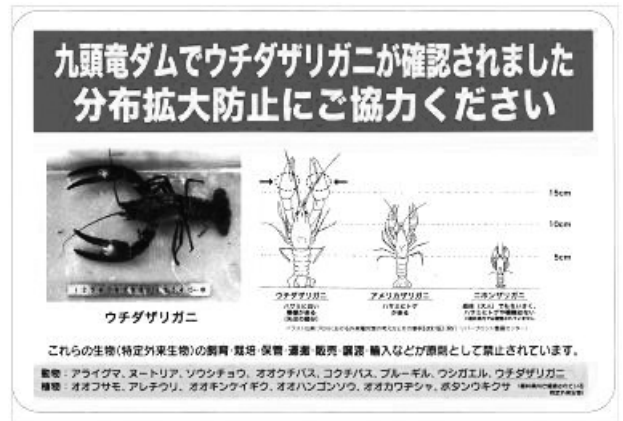
セアカゴケグモは、メスに神経毒があり、咬まれた場合、人的被害が懸念されます。平成26年7月に福井市内において、県内での生息が初確認されて以降、複数の市町で確認されています。県外から搬入された車の車体から見つかることもあり、県では、成体を見つけたら殺虫剤等で駆除するほか、咬まれた場合は医療機関に相談するよう呼びかけています。



セアカゴケグモの注意喚起のチラシ

【ウチダザリガニ】

ウチダザリガニは、北米原産の淡水ザリガニで、県内では、平成23年6月、大野市下半原の九頭竜ダムで初確認されました。現在、本ダム湖でのみ確認されており、在来動植物への生態系被害が懸念されています。県では、拡散防止の看板を設置し、注意喚起を行っています。



ウチダザリガニの注意喚起の看板

【アメリカザリガニ】

アメリカザリガニは、北米原産の淡水ザリガニで、県内ではほぼ全域で確認されています。在来の水生植物、水生昆虫、両生類、魚類を捕食することによる生態系被害のほか、農林水産物への食害も問題となります。アカミミガメと同じく、令和5年6月から条件付特定外来生物に新規指定されました。



アメリカザリガニ

(3) 外来魚対策【水産課、自然環境課】

外来魚とは、もともと日本に生息していなかった魚の総称ですが、中でもブラックバス（オオクチバス、コクチバス等の総称）とブルーギルは、主に釣りの対象魚として放流されたことにより分布が全国に広がったと考えられています。これらの外来魚は、魚や魚卵等を食べ、繁殖力の強さと環境適応能力の高さから全国各地で河川・湖の生態系や内水面漁業に被害を及ぼしています。

本県でも、ブラックバスやブルーギルが三方湖や北潟湖、九頭竜ダム、真名川ダム、河川等で確認されています。

ブラックバスやブルーギルの移植は外来生物法に基づき禁止されており、県では、漁業者による駆除への助成を行ってきました。

さらに、外来魚の実態調査や効率的な駆除方法の確立とそれに基づく漁業者への指導・助言、県民に対する啓発活動を含めた総合的な対策を講じることにより、ブラックバスやブルーギルの撲滅を目指しています。

【ブラックバス・ブルーギル】

平成14年度から三方湖で、平成20年度からはため池で、平成22年度からは九頭竜ダムで、平成30年度からは真名川において外来魚の駆除を実施しています。

地域の住民の意識啓発や地域住民の主体的な防除の拡大にも努め、モデル地区での防除を実施し、効果的な駆除手法を収集しています。



(環境省提供)

ブラックバス

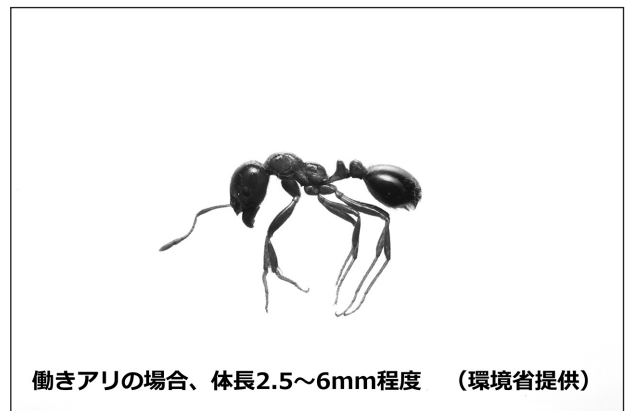


ブルーギル

**(4) 侵入防止対策【港湾空港課、自然環境課】
【ヒアリ】**

特定外来生物のヒアリは、平成29年6月に兵庫県尼崎市で初確認されて以降、令和7年11月末までに20都道府県で171事例が確認されています。

県ではヒアリが多く確認されている韓国からの定期コンテナ航路がある敦賀港において、平成29年7月以降、国や港湾関係者等と協力してモニタリング調査を実施しています。令和7年11月末時点で、県内においてヒアリの生息は確認されていません。



働きアリの場合、体長2.5~6mm程度 (環境省提供)

ヒアリ

分野別施策の実施状況

自然と共生する社会づくりの推進

◆第2部 分野別施策の実施状況

4 鳥獣の保護と管理

(1) 鳥獣の現況

【自然環境課、中山間農業・畜産課】

本県で生息が確認されている陸生哺乳類は36種、鳥類は317種あり、これらは県民の豊かな暮らしを支える大切な財産となっています。しかし、近年の社会環境や自然環境の変化により、一部の鳥獣が絶滅の危機に瀕する一方、増えすぎた鳥獣は人間生活や農林水産業等の生産活動、生態系に被害をもたらしています。このような状況を解決するため、県では鳥獣保護区を設定するなどし、減少傾向にある渡り鳥等の保護を図るとともに、イノシシやニホンジカ、ツキノワグマ、ニホンザルをはじめ、ハクビシンやアライグマといった特定の加害獣については、狩猟や有害鳥獣捕獲、個体数調整の強化による被害対策を推進しています。

(2) 鳥獣保護区等の指定【自然環境課】

本県では、鳥獣保護区、鳥獣保護区特別保護地区、特定猟具使用禁止区域（銃）および指定猟法禁止区域（鉛製銃弾）を指定し、野生鳥獣の適切な保護や狩猟による危険の防止、鉛汚染防止の普及といった狩猟の適正化を図っています。これらの指定は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下、鳥獣保護管理法）」に基づき、県において作成した「第13次福井県鳥獣保護管理事業計画（変更）（令和7～令和8年度）」に沿って、地元住民や狩猟団体、農林漁業者、自然再生団体など多くの利害関係者の理解と協力のもとに進めています。

表2-3-4 鳥獣保護区等の指定状況
(令和7年11月1日現在)

区 分	箇所数	面 積 (ha)
鳥獣保護区 (うち特別保護地区)	47 (14)	32,783 (1,319)
特定猟具使用禁止区域 (銃)	69	29,685
指定猟法禁止区域 (鉛製銃弾)	1	292
計	117	62,760

(3) 狩猟、有害鳥獣捕獲の現況

【自然環境課、中山間農業・畜産課】

① 狩猟者の育成と狩猟による捕獲の強化等

平成27年に鳥獣保護管理法の改正に伴い、捕獲の担い手の確保を目的として、わな猟および網猟免許の取得可能年齢が20歳以上から18歳以上に引き下げられました。これを受けて県では、農林高校等への狩猟免許取得の呼びかけや、捕獲技術研修会の開催により狩猟者育成を図ってきました。また、令和5年度からは、狩猟者団体に加えてアウトドアショップと連携した狩猟の魅力体験イベント開催やSNSでの情報発信により狩猟者の確保を強化しています。令和7年3月には若手を対象とした狩猟体験フィールドツアーを開催したほか、「山の日」全国大会の開催に合わせて令和7年5月のプレイベントや8月の歓迎フェスティバルの際には、会場に狩猟体験ブースを出展し、一般の方に向けて狩猟の魅力や狩猟免許取得をPRしました。

本県では、ニホンジカやイノシシによる農林業等被害を防止するため、第二種特定鳥獣管理計画により、両獣種の狩猟期間^{*1}を延長し、登録狩猟による捕獲の強化を図っています。ニホンザルは群れごとに計画的に捕獲する必要があるため、県と関係市町、専門家によるユニット会議を開催し、情報共有をしながら捕獲や対策を進めています。

また、県では狩猟違反や狩猟事故等の防止のため、関係機関や警察と連携した指導と狩猟期間初日のパトロールを実施しています。

^{*1} 狩猟期間：11月15日～翌年2月15日（本県では、ニホンジカとイノシシに限り11月1日から3月31日までとします。ただし、わな猟および止めさしのための銃に限る。）。なお、捕獲できる鳥獣の種類、場所、方法等は法令で細かく規制されています。

表2-3-5 狩猟免許*¹交付状況(令和7年3月末現在)

免許区分	所持者	試験合格者
網 猟	111	7
わ な 猟	1,412	108
第一種銃猟	684	59
第二種銃猟	17	3
計 (のべ数)	2,224	177

表2-3-6 狩猟者登録*¹証交付状況(令和7年3月末現在)

登録区分	県内者	県外者	計
網 猟	18	1	19
わ な 猟	685	19	704
第一種銃猟	384	146	530
第二種銃猟	25	3	28
計	1,112	169	1,281

表2-3-7 狩猟者登録数の推移 (県外在住者も含む)

免許区分(年度)	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
網 猟	6	3	2	5	2	3	9	9	13	22	19
わ な 猟	651	711	720	741	761	752	737	729	721	710	704
第一種銃猟	793	751	742	703	663	609	560	574	552	531	530
第二種銃猟	7	11	14	13	16	19	20	20	18	24	28
計	1,457	1,476	1,478	1,462	1,442	1,383	1,326	1,332	1,304	1,287	1,281

表2-3-8 狩猟者による鳥獣捕獲数 (令和6年度)

鳥類名	捕獲数	対前年度増減
カ モ 類	876	9
キ ジ	86	△40
ヤマドリ	60	10
その他	131	34
計	1,153	13

獣類名	捕獲数	対前年度増減
イノシシ	838	244
ニホンジカ	1,551	764
ツキノワグマ	8	4
その他	64	39
計	2,461	1,051

② 鳥獣被害の防止対策

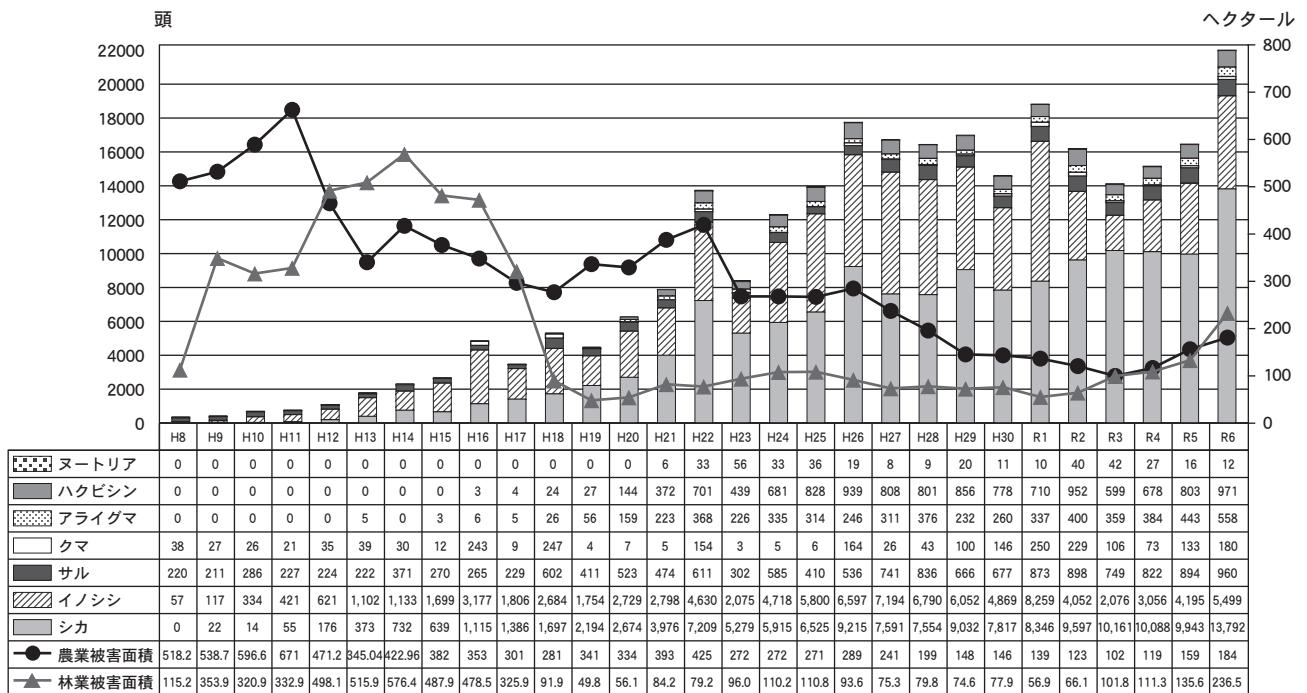
野生鳥獣による被害の防止のため、電気柵の設置や誘引物の除去、追い払いなどの被害防除を行うとともに、農林業へ深刻な被害を出している鳥獣については、市町の許可による迅速かつ適切な有害鳥獣捕獲を行っています。さらに、個体数が増えすぎて農林業や生態系への被害を出している獣類については、第二種特定鳥獣管理計画による狩猟期間の延長措置や個体数調整の実施、外来獣については防除実施計画により野外からの完全排除を目指し、積極的な捕獲を行っています。

平成22年度から、各農林総合事務所や嶺南振興局に鳥獣害対策推進チームを設け、被害地区の組織体制の強化、人づくり、専門家の育成、情報収集分析力の向上、電気柵や捕獲檻の整備拡充等の総合的な対策を実施しています。また、令和2年度から、県が事業主体となって捕獲を行う「指定管理鳥獣捕獲等事業」を実施しており、豚熱の感染拡大防止と国の重要文化的景観に選定された越前水仙の被害低減を図るため、奥山等に生息するイノシシとニホンジカの集中捕獲を行っています。さらに、令和4年度からは県が事業主体となり、行政域を跨いでニホンジカを捕獲する「広域捕獲事業」を行っています。

*¹ 狩猟免許と狩猟者登録：狩猟をしようとする人は、住所地の都道府県が行う狩猟免許試験に合格し、免許（全国で有効）を取得（3年ごとに更新が必要）し、狩猟をしようとする都道府県で狩猟者登録を毎年行う必要があります。

◆第2部 分野別施策の実施状況

表2-3-9 有害鳥獣捕獲による捕獲頭数と農林業被害面積の推移



※指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲および個体数調整許可による捕獲のほか、アライグマおよびネオトリアは外来生物法に基づく捕獲も含む。

※捕獲頭数および林業被害面積は年度の集計、農業被害は暦年（1月～12月）の集計

(4) 特定鳥獣の保護管理

【自然環境課、中山間農業・畜産課】

県では、ニホンジカやイノシシ等による自然生態系への影響や農林業被害、ツキノワグマによる人身被害が深刻化する現状を踏まえ、個体数管理等による各種被害の防止を目的とした「第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ・イノシシ・ニホンザル・ツキノワグマ）」を作成しています。

① ニホンジカ

令和6年のニホンジカによる農作物被害額は82,598千円で、野生鳥獣による農作物被害のうち43.2%を占め、イノシシに次いで大きな被害を引き起こしています。ニホンジカの計画的な個体数管理を行うため、平成16年9月に「特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）」（現在、第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）に改題）を策定しました。令和4年3月に第5期計画を策定し、令和7年度は年間捕獲目標数を嶺北地域では9,600頭以上、嶺南地域では6,000頭以上に設定し、シカの捕獲技術普及のための講習会の実施等による有害捕獲体制の強化や狩猟規制の緩和等による被害対策を進めています。

② イノシシ

令和6年のイノシシによる農作物被害額は86,709千円で、野生鳥獣による農作物被害全体の45.4%を占めており、農業振興の障害となっています。県では、イノシシ被害の低減を目的に平成22年10月に「特定鳥獣保護管理計画（イノシシ）」（現在、第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）に改題）を策定しました。令和4年3月に第3期計画を策定し、被害対策を進めています。

③ ニホンザル

ニホンザルは、古くから嶺南地方を中心に生息が知られていますが、近年、奥越地域や丹南地域でも出没が増加し、農業被害や生活被害を与えています。県では、ニホンザル被害の低減を目的に平成27年10月に「第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）」を策定しました。令和4年3月に第2期計画を策定し、被害対策を進めています。

④ ツキノワグマ

県では、令和4年3月に「第3期第一種特定鳥獣保護計画（R4～R8）」を策定し、ツキノワグマによる人身被害を防止しつつ科学的知見に基づく計画的な保護管理を行ってきました。

国は、令和6年4月に、ツキノワグマの生息範囲が人の生活圏に近づいており、全国で人身被害が多発していることから、ツキノワグマを指定管理鳥獣に指定し、集中的かつ広域的管理を図ることとしました。本県においても、現行の保護計画を廃止し、「第二種特定鳥獣管理計画（R7～R8）」を策定しました。同計画において、ツキノワグマのコア生息地から人の生活圏にかけてのゾーン区分を行い、年間捕獲目標数（嶺北160頭、嶺南50頭）を定めた計画的な捕獲や集落への侵入を防ぐ防除対策などを進めることにより、恒常的な人とクマとの軋轢軽減を図っていきます（P.9 特集3参照）。

(5) 獣肉の利活用【中山間農業・畜産課】

県では、鳥獣害対策の一つとして、捕獲したイノシシやニホンジカの獣肉の有効活用を進めています。捕獲した有害獣の肉を有効に活用することは、処分費用の軽減や、捕獲に当たる方々のやる気の向上などを通じて、捕獲数の増加につながることから非常に重要なことです。

ジビエ*¹の魅力を広く伝えるため、平成26年度から、小学校等で学校給食にジビエ料理を提供する際の補助を行っている他、高等学校、大学の調理科などを対象としたジビエ調理実習を行うなど、ジビエの普及を推進しています。



鹿肉を使ったハンバーグ（ジビエ調理実習）

(6) 野生鳥獣との共存に向けた情報収集

【自然環境課、中山間農業・畜産課】

県では、鳥獣の保護や鳥獣による被害対策のため、生息状況や環境調査を実施しています。

日本野鳥の会福井県支部の協力を得て、国内外から季節的に飛来してくる鳥類の生息状況や繁殖状況のモニタリング調査として、渡り鳥保全調査（昭和52年～）を実施しており、令和6年度は、県内の1か所で5月および10月の期間に飛来状況や繁殖状況調査を実施しました。また、カモ科鳥類生息調査（昭和44年～）では、毎年1月初旬に県内の主な飛来地となる17の河川、湖沼等においてガン・カモ・ハクチョウ類の飛来種と数のカウント調査を実施しています。令和6年度の調査では17調査地で19種、計22,330羽のガン・カモ・ハクチョウ類が確認されました。こういった調査を通じて本県の豊かな野生鳥獣の生息環境が良好に維持されているかを確認しています。



カモ科鳥類生息調査の様子

ツキノワグマについては、令和6年度に環境省が実施した誘引式カメラトラップ調査の結果や山林内での目撃効率等の情報を用いて統計的手法による個体数推定を行いました。この結果、中央値で嶺北地域には904頭、嶺南地域には313頭のツキノワグマが生息すると推定されました。令和7年度からは、隣接府県と共同でカメラトラップ調査を開始し、県域を越えた個体群単位での生息状況の把握に努めています。



カメラトラップ調査で撮影されたツキノワグマ

*¹ジビエ:ジビエ (gibier) とは、フランス語で野生動物や鳥の狩猟肉のことです。丁寧に加工・調理された新鮮なイノシシやシカの肉は、他にはない味わいや香りを楽しめるだけでなく、高たんぱく・低脂肪で、今注目されている食材の一つです。

◆第2部 分野別施策の実施状況

また、ツキノワグマの秋の大量出没発生を予測するため平成17年度から毎年、8月中旬～9月上旬に秋のツキノワグマの食物となるブナ科堅果（ドングリ類）の豊凶調査を実施しています。この調査の結果、令和7年度の秋はツキノワグマの主要な食物であるブナおよびミズナラ堅果の結実状況は、いずれも不作であり、過去の大量出没年と同程度に不良であったため、餌資源量の観点からは、大量出没が発生する可能性が高いと予測されました。この内容を9月に開催した「ツキノワグマ出没対策連絡会」で公表し、新聞広告やホームページ等により県民に広く情報提供し注意喚起を呼びかけしました。



ツキノワグマの餌となるブナ科堅果類調査
(県内43か所、県自然保護センター実施)

平成27年10月からは、県内の住民等から市町等へ寄せられたツキノワグマの出没情報の収集および地域住民、農林業者、観光客等への迅速な配信と情報共有をするため、インターネットを使った情報収集配信システム（福井クマ情報 <https://tsukinowaguma.pref.fukui.lg.jp/KUMA/Top.aspx>）を再整備し、メールマガジン登録者へ携帯メールにて出没情報を提供してきました。さらに令和7年10月からは、同システムを普及率の高い「Yahoo!防災速報」アプリと連携させ、地域住民だけでなく観光客等を含めたより多くの人にプッシュ型で出没情報を提供することが可能となりました。

ニホンジカについては、平成15年度から狩猟者の目撃・捕獲情報の収集やシカの糞塊密度調査を実施し、生息個体数の推定を行うとともに、個体数指標の増減傾向を見ながら、適切な個体数密度へ誘導

する施策を行っています。

また、鳥獣による家庭菜園や生活環境への被害状況を調べるため、令和4年度から市町を通じて集落代表者への鳥獣害集落アンケートを行い、結果を取りまとめ関係機関との情報共有を行っています。

さらに、近年、全国的に内水面漁業に深刻な被害を与えているカワウについて、平成19年度から県内のねぐらや営巣地で個体数調査を実施し（令和6年度：9か所）、増減傾向の把握を行っています。

人間の自然へのはたらきかけ方や気候変動など環境の変化に応じて、野生鳥獣の生息数や分布などは常に変化します。こうしたことから、野生鳥獣との共存を図るためには、状況の変化を常にモニタリングし、状況に応じた対策を行っていく必要があります。

県では今後とも、野生鳥獣の情報収集を行い、順応的な対応により人と野生鳥獣との共存を図っていきます。

(7) 傷病鳥獣の保護【自然環境課】

県では昭和55年に（公社）福井県獣医師会と連携し、傷病を負った野生鳥獣の救護事業を開始しました。現在、県自然保護センターを中心とし、（公社）福井県獣医師会、市町、動物園、自然保護団体、県民ボランティア等と連携し、野外で人為的な原因で負傷等した希少な野生鳥獣を救護し、野生へ復帰させる活動を行っています。

令和6年度の傷病鳥獣の救護および治療件数は全体で36件、40個体でした。その内訳は、鳥類31件、35羽、哺乳類5件、5頭となっています。この中には、県域準絶滅危惧Ⅱ種のハヤブサが含まれています。

傷病鳥獣の救護の通報の多くは、県民から寄せられます。県では、巣立ちピナを迷子やケガをしていると間違えて保護するケースの防止や、野生鳥獣には寄生虫など人にも感染する病気もあることから、素手で野生動物を触らない、触った場合はうがい手洗いを行うことなど、「野生鳥獣との接し方」についても普及しています。

5 生物多様性を育む農林水産業等の推進

(1) 河川における自然環境の保全【河川課】

① 水生生物の生息に必要な水の流れの確保

市街地等を流れる中小河川では、コンクリートの護岸におおわれ、また、水深も浅いことから、自然環境が損なわれ、水質も悪化している区間があります。このような区間において、自然な川岸や瀬と淵を創出し、良好な河川環境を再生する試みを進めており、福井市の足羽川、底喰川、狐川などでは、低水路^{*1}を設けて、適度な水の流れを確保することにより、川が本来持っている自然浄化機能の回復と生物が生息できるような河川環境の保全を図っています。

② 生態系^{*2}や親水性、景観等に配慮した事業の推進

河川空間は、都市における生物の重要な生息環境であり、また水と緑の貴重なオープンスペースとして地域社会に潤いを与えるとともに、街の景観形成や地域住民の憩いとやすらぎの場として重要な役割を果たしています。

河川改修事業等の実施にあたっては、このような河川の役割と周辺の利用状況に配慮しながら、多種多様な動植物が生息しやすい、自然がそのまま残ったような多自然川づくりを進めています。

また、市町が行う公園整備等と連携しながら水辺に近づける河岸の整備などを進めています。

分野別施策の実施状況

自然と共生する社会づくりの推進

表2-3-10 河川改修事業等による事例

施 工 河 川	内 容 【事業期間】
一乗谷川 (福井市安波賀町～福井市西新町)	一乗谷朝倉氏遺跡周辺の自然環境を保全し、地域住民の生活と調和した良好な河川環境の創出を図るため、自然石積の護岸・ホタル生息に配慮した緩勾配の低水護岸等を整備しています。【S63～R3】
狐川 (福井市角折町～福井市花堂北)	本来の狐川の自然を復元し、また子どもたちが水辺にふれあえるように、住民と行政等が協力して低水路や河畔林等を整備しています。【H15～R2】
足羽川 (福井市大瀬町～板垣)	表土覆土等による在来植生の早期復元や低水護岸への自然的素材の採用など、水際・水域環境の保全に努めています。また、水域から高水敷 ^{*3} への連続したエコトーン ^{*4} の形成にも配慮しました。【H16～H21】



一乗谷川の整備状況

*¹低水路：通常の水量が少ない時に、水深を確保するために設けた水路。

*²生態系：生物（有機物）と生物を取り巻く非生物的な環境（無機物）が互いに影響を及ぼしながら、太陽の光と水から生命（エネルギー）の循環を作り出すシステムのこと、身近には、森林、草原、湿原、湖、河川、海岸など、小規模なまとまりのある地域に存在しています。

*³高水敷：常に水が流れる低水路より一段高い部分の敷地。

*⁴エコトーン：生態系の推移帯。

◆第2部 分野別施策の実施状況

(2) 農村環境の保全【農村振興課】

① 自然環境を活かした魅力ある農村環境づくり

農村は、健全で持続的な農業が維持されることにより、食料の安定供給とともに、国土・環境保全、水源の涵養、保健休養、やすらぎ、伝統文化の継承などの多面的機能を発揮しており、人々の生活に不可欠なものです。

また、人々にやすらぎを与えてくれる緑豊かな農村環境は、地域住民のみならず、農村にゆとりとやすらぎを求める都市住民にとっても極めて重要であり、地域共有の財産として維持・保全していくことが必要です。

県では、農村の環境を適切に維持・保全するとともに、将来を担う感性豊かな子どもたちを育てるため、農村環境の重要な要素となっている水田、水路、ため池、里山などを生き物とのふれあいの場として活用し、農村の持つ多面的機能の啓発普及など、農業・農村や自然環境への関心と理解を深める取組みを行っています。

② 環境との調和に配慮した農業農村の整備

農村では、水田などの農地のほか、用排水路、ため池、畦や土手・堤といった様々な環境により、多様な生態系が形成されてきました。

しかし、近年の開発等により野生生物種の個体群の絶滅が危惧されています。

このため、農業・農村の整備においては、可能な限り環境への負荷や影響を回避・低減し、良好な環境を維持・供給する「環境との調和に配慮」した整備を進めるため、環境配慮に係る検討会議を開催し、地域住民や専門家を交えて意見交換を行い、事業計画に反映しています。

また、田んぼや用排水路などに生息する生き物を調査し、「環境との調和に配慮」した整備手法・工法の検討も行っています。

検討結果を踏まえ、水系の連続性を確保する水田魚道の設置、水路への適度な土砂堆積、周年水が確保される「深み」、生き物の生息場所や這い上がりスロープなどの設置、工事資材への木材の活用など、様々な工夫により施工しています。

施工の前後に行っている生き物調査は地元小学校では環境学習として利用されています。



水田魚道の設置による水系の連続性の確保
(越前町)

③ 地域共同による地域資源の保全活動の推進

多面的な機能を有する農地や農業用水などは、農村地域にとって欠かすことのできない資源です。しかしながら、近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、適切な保管理が困難となっている状況にあります。

このため、農業者だけでなく非農家等の多様な主体の参加による、地域ぐるみで行う地域資源の保全活動に係る支援を行い、その広がりを進めています。

令和7年度は、県内約31,500haで農地や農業用水などの地域資源や農村環境の保全に向けた活動が展開されています。



地域住民による草刈り作業
(小浜市 松永)

(3) 水と緑のネットワーク整備【河川課】

福井市の中心域には、歴史のある用水路が張りめぐらされ、市内の河川とともに、市民が身近にふれあえる貴重な水辺として重要な役割を果たしてきました。しかし、近年の都市化の進展や農地の減少により、水路や河川を流れる水量が減少するとともに、水路の埋立てや蓋がけが進むなど、市内の貴重な水と緑の空間が失われつつありました。

このため、平成16年に「水と緑のネットワーク整備計画」を策定し、九頭竜川から市内の用水路や河川に環境用水を導水する整備を行い、河川浄化、良好な水辺環境の向上、防災機能の向上を図りました。また、底喰川、権現川、光明寺用水、内輪用水にモデル箇所を定め、水辺空間の整備を行いました。



底喰川における水辺空間の整備

(4) 海岸における砂浜保全と自然環境への配慮**【砂防防災課】**

海岸は海水浴等のレジャーやスポーツ、体験活動等といった様々な用途に利用されるとともに、魚介類をはじめとして野鳥、海藻、海浜植物等の多様な動植物が生息していることから、国土の保全を目的とした離岸堤や突堤などの海岸保全施設の整備に当たっては、自然環境に配慮した整備方針としています。

また、漂流・漂着ごみにより海岸機能が低下し、生態系を含めた環境や景観等に大きな影響を及ぼしていることから、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（海岸漂着物処理推進法）」に基づき、関係者等と連携し、漂流・漂着ごみの回収・処理事業を行っています。



自然環境に配慮して整備された海岸（福井市浜住海岸）

◆第2部 分野別施策の実施状況

(5) 港湾施設における環境配慮【港湾空港課】

港湾施設の整備にあたっては、施設が地域住民にとって生活空間の一部であることから、施設の機能向上に加え、レクリエーションなどで施設を訪れる人たちにとって快適な空間になるように、景観や親水性に配慮した整備を行っています。

敦賀港金ヶ崎緑地は、敦賀港を訪れる人たちにとっての憩いの場として、また「うみんぴあ大飯」の環境緑地は、こども家族館と一体となり「うみんぴあ大飯」を訪れる人たちが楽しめる場として快適な空間となっています。



敦賀市金ヶ崎緑地



うみんぴあ大飯環境緑地

(6) 自然環境に配慮した土石流対策【砂防防災課】

砂防堰堤の整備においては、平常時には無害な土砂が流れ出る構造で、河道を寸断せず、土砂や流水の捕捉効果も高い「透過型砂防堰堤」を原則採用するとともに、溪流の侵食防止工事においても、底張りを原則廃止するなど、自然環境に配慮した土石流対策を進めています。

また、砂防堰堤の残存型枠については、森林を健全化し土砂災害防止に貢献するため、県内産間伐材の利用を推進しています。



透過型砂防堰堤（滝ヶ谷川 敦賀市田尻）

(7) 自然環境に配慮したがけ崩れ対策

【砂防防災課】

がけ崩れ対策の主な工法である待受け擁壁において、従前からのコンクリート擁壁ではなく、掘削土などの現地発生材を活用した補強土壁工を積極的に採用しています。

この工法では、残土として処分する土量を減らすことができるだけでなく、擁壁表面の緑化が可能となり、景観にも配慮した対策工事を行うことができます。



補強土壁工法（東黒田地区 若狭町東黒田）

(8) 採石場、土採取場跡地の緑化

【産業技術課、砂防防災課】

碎石および石材は、道路の路盤材あるいはコンクリートに混入する骨材等として用いられており、社会資本の整備に必要不可欠な資源です。しかし、その原料である岩石の採取にあたっては、大規模な森林開発を要するケースが多く、森林保全との調整が重要です。

県内では、令和7年12月現在、19か所の岩石採取場が稼働中であり、主に山腹の森林を伐採し、表土を除去後、地下の岩石を採取する形態となっています。

それぞれの事業者は、採石法に基づいて岩石採取計画を知事に提出し、認可を受けて操業しているほか、県条例によって一定面積以上の場合には環境影響評価の実施が義務付けられています。

採取にあたっては、計画に従って岩石の採取が最終岩壁に達した部分から順次種子吹付け、植栽等を実施して、採掘終了後の緑化を図るよう指導しています。

また、県土採取規制条例に基づき、土の採取に伴う災害が発生するおそれのある区域(24区域)を土採取規制区域として指定しています。規制区域内において土の採取を行う場合は、知事の認可を受けなければなりません。

同時に、土の採取に伴う災害防止や県民の生活環境保全のために適切な措置をとること、採取跡地の整備を適切に行うことが義務付けられています。

なお、樹木のうち景観上重要と思われるものについては、その全部または一部の保存を極力図ること、採取跡地については、植樹や種子吹付け等により緑化を図るよう指導しています。さらに、採石、土採取が適正に行われるよう、巡回パトロール等を通じて、事業者等に対し指導・監督を行っています。

(9) 自然環境、景観に配慮した道路整備

【道路建設課】

道路環境に関する課題として、渋滞の解消や自動車交通量の抑制、沿道景観と調和した道路整備などがあります。

これら課題に対応するため、「公共交通機関との連携・支援」および「環境と調和した道路整備」を進めています。

「公共交通機関との連携・支援」においては、二酸化炭素や窒素酸化物などの排出量を減らし、燃料消費の少ない低炭素社会につながる公共交通機関の利用を促進するとともに、交通の円滑化を図るため、交通結節点の改善や付近のアクセス道路の整備を進めています。

「環境と調和した道路整備」においては、福井県の有する豊かな自然環境や生態系との共生・調和を図るとともに、「福井県橋りょう景観ガイドライン」により周辺景観に配慮した橋りょう整備を行うなど沿道環境および景観の保全に配慮した道路整備を進めています。



景観に配慮した橋りょう整備の例
(主要地方道 坂本高浜線)

◆第2部 分野別施策の実施状況

表2-3-11 自然環境、景観に配慮した主な道路施策

	主 な 施 策
公共交通機関との連携・支援	○駅へのアクセス道路の整備
環境と調和した道路整備	○無電柱化の推進 ○街路樹植栽などによる道路緑化 ○バイパス道路の整備や右折レーン設置による渋滞の解消と走行速度の向上 ○循環型社会を目指し、建設副産物の発生抑制、建設資源のリサイクルを推進 ○動植物の生息・生育空間に配慮し、生態系全般との調和を図るため道路法面の緑化などを推進

(10) 環境に配慮した林道の整備【森づくり課】

林道の整備にあたっては、全体計画調査において地形や自然環境の調査を行い、希少な動植物への影響や地形改変を最小限にとどめるよう工事を進めています。

また、間伐材を利用した丸太、木材チップによる法面保護など環境負荷の少ない木質資材の積極的な利用や、在来種を活用した緑化による自然環境の復元など、環境に配慮した林道整備に取り組んでいます。



間伐材の活用例
(林道 若狭遠敷線 丸太伏工)